

衆議院 第百六十六回国会 国土交通委員会 議 録 第 十 八 号

平成十九年五月十五日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塩谷 立君

理事 後藤 茂之君 理事 中野 正志君

理事 西銘恒三郎君 理事 葉梨 康弘君

理事 山本 公一君 理事 伴野 豊君

理事 三日月大造君 理事 高木 陽介君

赤池 誠章君 石田 真敏君

遠藤 宣彦君 小里 泰弘君

大塚 高司君 鍵田忠兵衛君

梶山 弘志君 龜岡 偉民君

北村 茂男君 坂本 剛二君

桜井 郁三君 篠田 陽介君

柴山 昌彦君 島村 宜伸君

杉田 元司君 鈴木 淳司君

蘭浦健太郎君 徳田 毅君

長崎幸太郎君 長島 忠美君

原田 憲治君 松本 文明君

松本 洋平君 宮澤 洋一君

盛山 正仁君 吉田六左門君

若宮 健嗣君 泉 健太君

黄川田 徹君 小宮山泰子君

古賀 一成君 下条 みつ君

土肥 隆一君 長安 豊君

鷺尾英一郎君 赤羽 一嘉君

伊藤 涉君 穀田 恵二君

糸川 正晃君

国土交通大臣 冬柴 鐵三君

国土交通副大臣 渡辺 具能君

国土交通大臣政務官 梶山 弘志君

国土交通大臣政務官 吉田六左門君

政府参考人 寺田 逸郎君

(法務省民事局長)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 板谷 憲次君

政府参考人 (国土交通省大臣官房技術審議官) 佐藤 直良君

政府参考人 (国土交通省土地・水資源審議官) 松原 文雄君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 鈴木 久泰君

政府参考人 (国土交通省国土地理院長) 藤本 貴也君

国土交通委員会専門員 龜井 爲幸君

委員の異動 五月十五日 補欠選任

石田 真敏君 篠田 陽介君

亀岡 偉民君 松本 洋平君

鈴木 淳司君 柴山 昌彦君

亀井 静香君 糸川 正晃君

同日 補欠選任

篠田 陽介君 石田 真敏君

柴山 昌彦君 鈴木 淳司君

松本 洋平君 亀岡 偉民君

糸川 正晃君 亀井 静香君

本日(の会議に付した案件)

政府参考人出頭要求に関する件

測量法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○塩谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、測量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房技術審議官佐藤直良君、土地・水資源局長松原文雄君、航空局長鈴木久泰君、国土地理院長藤本貴也君、法務省民事局長寺田逸郎君及び文部科学省大臣官房審議官板谷憲次君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西銘恒三郎君。

○西銘委員 自由民主党の西銘恒三郎でございます。測量法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

まず、プレートトの移動ということがあります。プレートトの移動によりまして、ハワイ諸島が我が国に近づいているという話をよく耳にいたしますが、測量法の観点から見た場合、この現状はどうなっているのか、国土地理院長にお伺いをいたします。

○藤本政府参考人 お答えさせていただきます。プレートトの移動に関連するお話でございます。国土地理院では、地球上の二点、例えばつくばとハワイ、そういう二点で、ほぼ無限大に近い位置からの星の電波、これはほぼ平行線になります。平行線になります電波、光ですね、これが電波になるんですが、これを受けまして、片方に非常に厳密な原子時計を置いておきます。同じ電波が平行して来ますけれども、ハワイと日本ではちよつと位置がずれておりますので、微妙に到達

の時間差がございます。この時間差をはかることによりまして、ハワイと例えばつくばの間の距離を測定する、こういうことにしております。

その電波をはかるために、つくばには直径三十二メートルのパラボラアンテナの大きいものがございますまして、そういうもので各国ではかつては、そういうことで、そういう位置関係で測定する、こういうふうにしております。

先生お話し、つくばとハワイの観測局との間、これは一九九八年から九十八回観測を行っております。それによりますと、年間おおむね六センチずつハワイが日本側に近づいている、こういうことがわかっております。

地理院といたしまして、引き続き、こういう世界のいろいろな測量機関等と協力しながら、我が国の位置の監視を行うとともに、地殻変動等の詳細な把握のために、こういうVLBI等の国際的な観測、こういうものを進めてまいりたいと思っております。

○西銘委員 年間に六センチずつ近づいてくるといことが、測量法、今の最新の技術でも判明したというふうな理解をしますと、何年先かわかりませんが、将来はハワイ諸島が我が国の国土にくつつくというふうなことも起こり得ると考えていいんでしょうか。余り考えたくないんですけども、どうなんですか。

○藤本政府参考人 恐らく何億年、何千万年というスケールの話でございますので、理屈上はそういうことになってくるのではないかと思っております。まずけれども、遠い将来でありまして、どうなるか、そこまではちよつと想定しがたいところがございます。

○西銘委員 測量法の質問をするということ、日ごろなじみがなかったものですから、こういう質問から入らせていただきました。

第一類第十号 国土交通委員会議録第十八号 平成十九年五月十五日

次に、今回の法改正によりまして、地震など自然災害等に対して国民の安全がどう確保されていくのかという点、それからまた、国際協力の時代でございますので、国際協力や国際貢献等についても含めて、今回の法改正がどう影響しているのか、わかりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○藤本政府参考人 今回の法改正、幾つかございますけれども、一番大きな眼目は、インターネットの活用をできるだけ促進できるように幾つかの施策を盛り込んだわけでございます。

今さまざまな分野でデジタル化というのが進んでおります。そういう意味で、例えば地震などの自然災害、こういうものの事前対策とかあるいは防災直後の対策とか、いろいろなやる場合に、そういうデジタルの地図を割と使う場合がだんだん多くなつてきております。

災害の事前対策という意味では、私どもでは、日本列島の土地の利用の状況、土地条件、あるいは過去のいろいろな履歴、昔が川であったとか軟弱地盤であるとか、そういういろいろな情報をインターネットで提供していくことになりまして、事前に比較的天や早くそういう情報を得ることができるようになつてくる。そういうふうなことで、地震による揺れやすさとか、あるいは水害になりそうかどうか、そんなようなことの状況を推測しやすくなつてくるというようなことが一つござひます。

それから、大規模な地震が起こりますと、あるいは災害が起こりますと、現地のいろいろな状況が変化をいたします。例えば、地殻変動で、能登半島の場合でも一番大きいところでは二十センチ近く地殻が移動しておりますし、あるいはがけ崩れ等であるいろいろな地形の変形がござひます。そういうものを防災直後に直ちに測量いたしまして、そしてそれを関係者の皆さんに配信する。これも、やはりデジタルでやりまして非常に素早くできるというふうなこともあるのではないかと思ひております。

いずれにしても、そういうインターネットの活用というのが進んでまいりますと、いろいろなデータのやりとり、入手、こういうものがやりやすくなる基礎ができてくるのではないかというふうに思つております。

また、国際協力というお話でございました。今回の法改正が直接国際協力とどうかというところがございますけれども、最近の事例でいいますと、平成十六年にスマトラ島沖の地震がございました。このときも、どういふところで津波被害が起きそうかというのを、我々が皆さんと一緒に取り組んでいる地球地図というものを活用しまして、これは事後でありますけれども、そういう場所を皆さんにお示しする。あるいは十七年のパキスタン北部地震、これによりまして、どういふところで断層が起つたんだというふうな調査を行ひまして、被害場所の推定だとか、あるいはいろいろな復旧復興対策をやるのにお役立てをしていただいている、こんなことでござひます。

○西銘委員 基本測量や公共測量、これらの測量成果がインターネットで流通することに伴ひまして、国民の生活や、また新たなビジネスチャンス等が生まれてくるのかと想像いたしますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○藤本政府参考人 先ほど申しましたように、今回の改正の一番のねらいが、最新の地図がインターネット上でできるだけ容易に入手できるようにしようということでございますので、さまざまな分野で地図の活用が図られるのではないかと、この思つております。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、地震時の災害のとき、地元の市町村で、あるいはそういう関係行政機関で、インターネットを介して、やリアルタイムといいますか、できるだけ早くそういう情報を入手することができるといふことで、的確な対策をとるといふようなこともありまして、もうちょっと幅広いといいますと、経済社会活動の分野では、地理院の最新の地図、従来は紙の地図を配つていたものですから、更新に非常に

時間がかかりました。インターネットですと、非常に早く更新ができるようになってくる。そうなりますと、最新の情報が容易に入手できるようになるということもござひます。

それから、営利目的でも一部利用できるようにしよう。従来は、我々の出している地図をそのままコピーする、それで商売をする、これは一律禁止をしておりましたけれども、インターネットの背景地図に活用したり、あるいはハンディナビといふ山歩きする人などが地図を見ながら使うものがあるんだそうですが、そういうものの背景情報にそのまま使う、こんなふうなことも今後認めていくというふうにしてやうと思つております。

そうしますと、そういう意味での国民生活の向上、あるいは新たなビジネスチャンス、こういうものも出てくるのではないかとこのように思つております。

○西銘委員 このように情報通信の革命的な社会になつてきておりますが、インターネットにおける位置の情報あるいは地理の情報等を利用していく国民が非常にふえているということになりまして、こういう利用者の利便性を向上させるために国土地理院で具体的にどういふ施策をとらうと思ひているのか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○藤本政府参考人 今回の法改正でインターネットの活用をできるだけ促進しようということでございますけれども、これまでもデジタル化の動きは随分ござひましたので、いろいろなことをさせていたいただいております。

具体的には、平成十一年から十四年にかけて、おっしゃいました位置情報であります基準点、そういうものの位置がどこにあるのか、その座標がどうなのか、あるいは地理情報でありますところの地図でありますとか、あるいは地図をつくる前段で撮影します航空写真、空中写真、そういうもののインターネットによる閲覧、これも順次していただけるようにしつつあるところでござひます。

また、平成十六年、測量成果あるいは測量記録の複製とか使用承認あるいは贈本交付、e-japanの環境でありますけれども、こういうものを電子申請で手続ができるようにする、こんなふうなこともさせていただいております。

さらには、電子国土というバーチャルなコンピュータ上で国土というものを地図であらわしていき、こういうもので地理情報をコンピュータ上の地図の上に提供しまして、その上にいろいろな情報を載せていくというふうなことができるようになることもやっております。

いずれにしても、今回の法改正を契機にいたしまして、より一層インターネットが活用されるようにやうにまいりたいと思つております。

○西銘委員 今回の法改正にはワンストップサービスの向上という視点が盛り込まれております。地方公共団体すべてが国土地理院に委託をする、それを想定しているんでしょうけれども、現実それがなされない、委託をしない地方公共団体も出てくるという話も聞いております。

利用者からいたしますと、利用者は、国土地理院にすべてワンストップで窓口を一つにしてアクセスすれば、公共測量の部分で地方公共団体の部分にも接続ができるという利便性があつた方がいいと思ふんですが、窓口委託をしないと思定される地方公共団体に対して、利用者が国土地理院にアクセスすればつながらなくていいというようにすべきではないかと思ふんです。

このワンストップサービスの向上という点で、国土地理院のお考えを説明していただきたいと思ひます。

○藤本政府参考人 ワンストップサービスの件でございます。

インターネット上に地理院としての窓口を設けて、地図の使用の承認あるいは複製の承認、こういうものをしたいといふときに、各地方公共団体もいろいろな地図をつくつておりますので、そういうものも地理院に一括申請してもらえればワンストップでできるようになるということで、そういう

先生おっしゃるように、全公共団体がやってくれるかどうか、あるいはいろいろな測量をやっているところすべてがそういう委託をしていただければ非常にいいんですが、それについては今の段階でどの程度かというのはいちよつと定かではございませんけれども、できるだけ多くの機関に御参加いただけるように、いろいろな形での説明をしつかりとやっていきたいというふうに思っております。

○西銘委員　ぜひそういう利用者のワンストップサービスの向上に資するように対応していただきたいと思います。

○藤本政府参考人　そのままいわば海賊版的なものををつくるというのを複製、こう言っておりますけれども、そういうものを専ら営利で販売する行為は、国の刊行する地図と紛らわしい、あるいは品質の問題もあるかもしれない、あるいは刊行の仕組みにいい影響を与えないというようなことで、一律にこれまで禁止してきたわけでございます。

こういふような、国が刊行します地図が複製されていろいろな用途に活用される、これは地図を活用していただくという意味ではないことだと思えますけれども、そういう地図の内容をそのまま営利目的で複製するということになりますので、地図の著作権ということもございますので、適正な対価をお払いいただくように今検討を進めようと思っております。

○藤本政府参考人　現在、地理院が刊行しており
ます地図、紙の地図ですとか、あるいは部分的に
はＣＤ－ＲＯＭでデジタルの地図も今刊行してお
りますけれども、そういう地図は、一番大きいも
のといえますか、一番詳しくはかるものは一万分
の一であります。それだと十メートルが一ミリの
大きさでございます。そういうことで、それほど
大きくはないということもありまして、これまで
も国の安全保障にかかわる情報あるいは個人情報
が公開されるという問題は指摘されているわけで
はございません。

これから行おうとしております地図のインターネット提供、これも今まで提供したのと同じものを今度インターネットに載せようということでございますので、それだけだったら問題は生じないのではないかとというふうに思っております。

○西銘委員　防衛省のイー・ジス艦の情報があいまいな形で問題になったり、我が国全体として情報に対する、公務員、私たち国会議員も含めてでしようけれども、法の規制がまだまだ弱い、安全保障上の日米同盟に関してもその辺が指摘されるような時代でございますので、あらゆることを想定いたしまして、国家の安全保障上の問題がないような形で対応を切に希望しておきたいと思ひます。

す。あるいは、観光地としても割と有名になってきた、宮古島の沖合に年に一回の大潮に大陸のように干上がつてくる八重干瀬とかいうところもあります。干潮時に陸上にあらわれる地域、こういう地域について、国土として測量されているのか。あるいはまた、このように潮の干満によつて陸地とみなされるような地域が我が国全土でどのくらいあるのか。その辺についてわかりやすく御説明をいただきたいと思います。

こういふ、満潮時には水面の下、干潮時には水面の上に出てくるような地物を隠顕岩というふう
 に呼んでおるようでございます。先生お話のあり
 ました沖縄の空港沖の地域にも隠顕岩がございま
 して、これも地形図にそういうふうに表示をさせ
 ていただいております。

どの程度分布しているかということでございますけれども、隠頭岩というのは、これもちよつと先生の御質問がありましたので調べたんですが、サンゴ礁の多い奄美群島あるいは南西諸島、そういうところで非常に多く見受けられるそうでございますけれども、海岸からちよつと離れたところに小さな島があつたりしますと、そういうものがやはり同じような状況になっておりますので、全国で三十八の都道府県に存在をするということだそうでございます。ちなみに、海がある都道府県は三十九でございます、大阪府だけが隠頭岩がないそうでありまして、それ以外の海岸線を持つているところはみんな何がしかの、海岸線のところ、そういう島といいますか岩といいますか、そういうものがあるということのようでございます。

○西銘委員　宮古島の幻の大陸と言われるところなどは非常に広大な地域に及びますし、また、飛行機から見ておりまして、これは将来国土となっていくと二百海里的経済専管水域上も大変国益に資するのかなという感じで見ておりますが、こういう地域は、地球温暖化で海面が上昇してくるという話は聞くんですけども、私たちは、飛行機の上から、確実に将来国土になるのかなと見ております。

こういう地域の観測は、定点的に何年か置きにやるとか、あるいは地震とか災害に関係ありそうなどきにやるとか、そういうルールがあるんでしょうか。調査の頻度について御説明をしてください。

○藤本政府参考人 先ほど申し上げましたように、陸地の測量とあわせて陸地周辺も測量いたしますので、そういう意味では、通常の地図の更新にあわせてそういうものも測量するというのが一般的でございます。

ただ、先生おっしゃいましたように、例えば、大地震があつて地殻変動があつて何かあつたようだ、そんなときには、当然、我々としても必要な調査をしてまいりたいというふうに思っております。

○西銘委員 この那覇空港、週末のたびに、離着しながら、沖合の方が陸として出てくるという現状を見ながら考えるのでありますが、仲井真県知事が誕生しました。また、きょうは、沖縄が復帰して三十五周年という節目の日でもありますが、私も忘れておりましたが、那覇空港の沖合展開を選挙公約に掲げた仲井真知事からいたしますと、空港の沖合が干上がった陸になつていく、これはもう一本滑走路をつくるのに適しているのかなというふうに私たちは感じながらこの政策を進めております。復帰の記念日でもありますし、那覇空港の沖合展開、あるいは総理が唱えておられるアジア・ゲートウェイ構想、海外からの観光客を一千万人受け入れるのであれば、南の沖縄の那覇空港の沖合も滑走路をふやして、その一割でも受け入れる体制になれば、これまた沖縄の振興の礎になるのかなという思いで見えております。

那覇空港の沖合展開につきましては、パブリックインボルブメントがもう三段階に入つてきております。ことしの十二月、今年度で調査も終了すると考えておりますが、これから次年度に向けてどう展開していくかと考えておられるのか、各大臣の基本的なお考えを聞かせていただければありがたいと思います。

○冬柴国務大臣 将来的に需給が逼迫すると予想される那覇空港につきましては、平成十四年十二月の交通政策審議会航空分科会答申に基づきまして、平成十五年度から、国と沖縄県が連携をいたしまして、住民等の意見も聞きつつ、滑走路増設を含む抜本的な空港能力向上方策について総合的な調査を進めているところでございます。

離着陸回数は十一・四万回ということで、これは全国五位でございますけれども、滑走路が一本でというのは、福岡空港の十三・七万回に次いで全国で二位というぐらい、込み合っているという空港でございます。

総合的な調査におきましては、昨年度、那覇空港の将来需要予測、能力の見きわめにつきまして検討を終了いたしました。これによれば、航空機の機材構成など現状の利用条件のもとでは、二〇一〇年から一五年のころには、夏季、夏においては滑走路処理能力に余裕がなくなることなどが予想されるわけでございます。これらの検討を踏まえまして、平成十九年度から、将来の対応策及び対応策の評価について検討を行っていく予定でございます。

先ほど言われましたように、一般的な調査の実施状況は、平成十七年度に第一ステップ、十八年度に第二ステップ、十九年度に最終の第三ステップ、将来の対応策、対応策の評価の調査に入っているところでございます。

沖縄県の発展のためには、那覇空港の能力増強は必要と考えております。今後できるだけ早期に結論を得て、具体策を講じてまいりたい、このように考えているところでございます。安倍総理の公約でございますから、選挙のときの発言等も踏まえまして、私も積極的に、前向きに考えていきたい、このような決意でございます。

○西銘委員 那覇空港の沖合展開、これも沖縄の将来の発展の大きな基礎になるものと思っております。大臣の御答弁、ぜひ力を入れて前向きに取り組んでいただきたいと要望いたしました。質問を終わります。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。

今回の測量法の改正について質問させていただきます。

今回の改正は、昭和二十四年の法制定以来初めて抜本的な改正ということなんですけれども、最近のインターネットの普及またはデジタル地図の時代の到来、こういったことを踏まえての改正と受けとめておりますけれども、特に最近、デジタル地図の普及というものは本当に目覚ましいものだなと。多くの人も利用しているカーナビ、これは日進月歩の進化をしております。最近では携帯電話にGPS機能がついていて、こういった形で、まさに地図というものが私たちの身の回りに大変普及しているんです。

ただ、このデジタル地図が国民の間で広く、そして深く浸透している時代の中で、やはり大切なのは、そのもととなる、大もとの地図の提供をするそのことであると思うんですね。その上で、正確な地図、これをまた迅速にしかも手軽に入手できるようにする、この必要性は高まっていると思う。

そういった中で今回の改正だと思っておりますが、まず最初に大臣にお伺いしたいのは、今回の測量法の改正がこのようなさまざまな経済社会活動に具体的にどのような寄与するのか、この抜本的なところをまず伺いたいと思います。

○冬柴国務大臣 国家の三要素として、国土、国民、そして統治機構、これは三つの要素だと言われております。したがって、国土あるいは国民、例えば国民を公証するというのは、戸籍謄本等、国家がこの人は日本人であるということを証明するわけでございますが、同じように国土につきましても、国家が、現在これは国土地理院でございますが、領土、領空、領海のどの部分、どういふ名称のこの部分が日本の国土であるということとを公証するのは、国土地理院、国家の仕事であります。

ります。

そういう観点から見まして、このような最新の地図がインターネット上で迅速に入手できるというふうにする、容易に利用できるというふうにする、災害時の緊急対応やその後の災害対策、それから国民におけるGIS、地理情報システムの普及など、国土の管理を初めとしたさまざまな分野での地図の活用が促進されることとなります。すなわち、日本の国土の領域というものが明確に示される、国民が手軽にそれを利用できる、こういう状況になってきたわけであります。

具体的にというお話でございましたが、地震のとき等の災害時に、地元市町村などの関係行政機関へのインターネットを介した迅速な地図データの送付、それから、各地方公共団体における防災マップや、地方公共団体や民間において取り組まれているGISの基礎となる地図データの更新頻度の向上ということが図られます。それから、これらの取り組みを行う主体が、国土地理院や地方公共団体等さまざまな地図データを入手するに際し、国土地理院の総合窓口に一元化をいたしまして、インターネット上でワンストップサービスの受け手が可能となるといった効果が期待され、実りある社会経済活動の支えとなると思っております。

大変画期的な改正だと自負をいたしておりますので、よろしく願います。

○高木(陽)委員 今、災害対策等にも役に立つというお話もいただきました。さまざまな分野での経済社会活動について役に立つていくんですね。でも、その一方で、地図そのものが持つ根源的な意義、そういった価値にも目を向ける必要があると思うんですね。

地図といいますが、やはり学校で習う地理の時間、地理を理解するということは、地域の風土、また歴史を含めた文化、こういったものを理解していくことにつながりまして、教育の面におきましても多大な効果があると思うんです。皆さん方もそうだと思うんですが、やはりいろいろと

我が党がことし二月に教育問題について提言をさせていたしまして、「教育や子育ては『社会総がかり』で取り組むことが重要、このように述べておりますけれども、地理教育についても、学校の授業だけではなくて地域社会で取り組む必要があるんですけれども、そういうことから考えまして、国土地理院として、地図、ひいては地理の普及という観点から、国民に向けてどのような取り組みを行っているのか、これをちよつと伺いたいと思うんです。

○藤本政府参考人　先ほど大臣からお話がありました国の構成要件、国土というのが一つございましたけれども、国土を具体的に形にあらわしたものが地図だろうと思います。その地図には、御承知のとおり、行政界ですとか地名とか、そういう目に見えない部分と、それから、いわゆる地上に分布する地形、地物、こういうものを表現、その位置とか形をあらわしているわけでございます。

地図というのは、地理教育の基礎ということだけではなくて、いろいろな事業をやる上で、ビジネスの分野あるいは観光の分野あるいは国民生活の分野、さまざまな分野で頻繁に利用されるわけでございます。そういう意味で、地理院としても、地図の役割、内容を正しく理解あるいは活用していただくための普及啓発活動は非常に重要だと思っております。

具体的には、私ども、つくばに地理院がございますけれども、そのつくばの地理院の横に地図と測量の科学館というのをつくらせていただきます。そこにいろいろな皆さんに来ていただいでて、その図の理解をしていただく、そういう情報発信するということもございます。あるいは、六月三日を測量の日というふうに定めさせていただいています。全国で講演会とかあるいは測量体験等の啓発活動、こういうものをさせていただいております。それから、各ブロックごとに年一回、地図展というのをやらせていただきます。その地域に

また、平成十七年度でありますけれども、地図に対する関心を高めるために、風車それから老人ホーム、これの新しい地図記号を定めさせてもらいました。これも皆さんに公募をしまして、皆さんからアイディア募集で、小中学生の公募で決定をしております。十二万件的応募がございまして、十八年六月に、そういう風車と老人ホームの記号を新たに決めさせていただきました。

こんなようなことで、今後とも、いろいろな機会をとらえまして、地図、地理に関する普及啓発活動をやりたいと思っております。

○高木陽委員　今いろいろな啓発活動をやっておられるということで、例えば北方領土にしろ、または竹島にしろ尖閣にしろ、我が国の固有の領土なわけですね、これは地図に載っているわけですから。こういったものをしっかりと認識していかなければいけない。結構授業でも、こういった部分とというのは何かナールパスになって、しっかりと伝えられていない、こういう気もしますので、ここら辺のところもしっかりやっていかなければいけないと考えております。

その上で、もちろん情報というものをしっかりと公開していく、これが一つの流れであり、その一方で、ネットの普及によりまして情報がどんどんどんどん垂れ流しされていく。

先ほど西銘委員のときにも質問がありましたけれども、例えば、先ほど申し上げました北方領土または竹島、尖閣、そういった境界線のところと、いうのも、結構、私たちの固有の領土でありながらいずれ、これはまたいろいろと外交的なかわりも

特に、空中写真というのは上から撮るわけですが、それでも、そういった中での対応についてどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○藤本政府参考人 地理院でいろいろ測量いたしました成果、その成果の一番わかりやすいもののが地図ですとかあるいは空中写真、そういうものだけではなく皆さんに活用していただく、そのためにはできるだけ公開をし、皆さんに使っていただく、こういう姿勢でおるわけでございます。

その中で、先ほどもお答えさせていただきましたように、地図あるいは空中写真のセキュリティの問題、個人情報問題であります。特に、先ほど先生の方から空中写真についてということでございますので、若干繰り返しになります。が申し上げさせていただきますと思います。

空中写真につきましては、現在刊行しております空中写真の解像度は、個人が特定できるような解像の状況にならない状態で今公開をしております。そんなことで、これまでもそういう安全保障、個人情報問題の余り指摘されたことはござい

いません。ただ、今後、解像度の高い空中写真をインターネットで提供する。そうすると、だんだんみんなが自由に使える、あるいは組み合わせができるようになってくる。こうなりますと、そういう問題が出てくる可能性はございますので、そういう場合には解像度を下げるとか、そんなような工夫を今後していく必要があるのかな、こういうふうに思っております。

○高木(陽)委員　よく住宅地図、航空写真という言い方でしておりますけれども、これなどは今、個人情報保護法ができて以来、それぞれ、この家

その上で、空からの画像の技術というのは、これは本当に解像度がどんどん技術としては増していくと思うんですね。ただ、道具も使うようで、例えば人工衛星による地表の正確な把握、これはいろいろな可能性があるわけです。我が国の科学技術の進歩を妨げるようなことがあつてはならぬというんで、最近では、高い分解機能を持つ、宇宙からの撮影機能を備えた「だいち」という人工衛星、これは宇宙航空研究開発機構、JAXAが打ち上げて運用しているんです。

そこで、きょうは文科省にも来ていただきましたので、「だいち」を初めとする人工衛星による我が国の国土の様子、その変化の把握、これにどのように取り組んでいるか、まず伺いたいと思います。

○板谷政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の陸域観測技術衛星「だいち」でございますが、これは地球観測衛星と呼ばれる分野に属するかと思えます。この地球観測衛星でございますけれども、観測手段としての広域性、そして耐災害性というものがやはりその特徴でございますまして、御指摘の地図作成を初めさまざまな分野での利用が行われているところでございます。

さてその陸域観測技術衛星「だいち」でござい
ますけれども、昨年の一月二十四日に、御指摘
ございました独立行政法人宇宙航空研究開発機構
JAXAでございませうけれども、それによつて打
ち上げられた衛星でございませう。そして、初期機
能確認を経まして、昨年の十月二十四日から本格
運用に入つてございます。

この衛星でございますけれども、御指摘のように、地図作成、地域観測、そして災害状況の把握、資源探査、こういったところを目的としておられる衛星でございます。さまざまな分野での利活用

用、貢献が期待されているところでございます。そして、その目的の一つでございます地図作成でございますけれども、現在、JAXXAと国土地理院との共同研究として進められております。具体的には、国土地理院におきまして、二万五千分の一の日本地図の作成及び修正の実証に関する研究等のために「だいち」が取得したデータを活用していることを承知しております。

私も文部科学省といたしましては、JAXXAと協力して、今後も、「だいち」の運用に万全を期し、地図作成等に役立つ衛星データの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高木(陽)委員 今、地図作成等にも利用している、また資源探査、まさに科学技術でしっかりと役に立つことをやっているんですけれども、これも、やはり技術がどんどん進むと、その解像度が進んで、まさに人工衛星から撮影した場合は、これは空中写真もそんなでいいけれども、撮られる側というのはそんなのを認識してないわけですね。上からいつの間にか撮られている。それが、これぐらいの広さで、また庭に何があつたとか、いろいろと情報としては撮られる可能性があるわけですね。

国土地理院、先ほど、空中写真の場合には解像度がそうでもないのに、ただ、その後解像度が増していった場合には、そこはしっかりと配慮しながら、注意しながらやっていきたいという御答弁もありましたけれども、こういう情報というのは、今、国土地理院と文科省の間、JAXXAの間でまた連携をしながら研究しているのはいいんですが、逆に、第一次情報としてこれがまたいろいろと漏れたり、または個人情報、先ほどの安全保障の問題、こういった観点もしっかりと取り組まなければいけないのではないかなと思うんですが、その点について、文科省はどのような対策、考えがあるか、伺いたいと思います。

○板谷政府参考人 お答えを申し上げます。「だいち」のデータということでございますが、これにつきましては、先ほどお話ししましたように、地図作成や災害状況の把握などの分野におきまして、衛星データ利用を促進して社会への貢献を図ることを目的とした衛星でございます。この観測データというのは、原則としては公にしているものというふうに私は考えております。ちなみに、分解能でございますけれども、光学のカラーで約十メートルの分解能、そしてレーダー部分につきましても十メートルというところでございます。この詳細度というのをどういうふうに考えるかというのはまた一つあるかと思っております。

ただ、私も文部科学省といたしましては、国の安全保障や個人情報保護に関する対応につきましましては極めて重要と考えておりまして、必要に応じて関係省庁と連携しつつ、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○高木(陽)委員 例えばアメリカ等の軍事衛星というのはもともと解像度が鮮明であつて、そういったことから考えますと、技術的にはできると言うんですね。しかも、先ほど公にしていくという話がありましたが、もちろん、そういう情報、公に利するものはどんどん公開していかなくちゃいけないんですけれども、そういった観点は見えにくい意識をしていただけないかと思つたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今度、地震災害の軽減という観点から伺いたいと思つてます。実は、私の地元、立川、東京の立川市でございますが、立川断層というのがあるんですね。これは関東では最大規模の断層というふうに言われておりまして、平成十五年の政府の地震調査委員会では立川断層の評価が行われておりまして、将来、マグニチュード七・四、阪神・淡路大震災がマグニチュード七・三でございますから、同規模、それ以上のものが起こる可能性がある、この発生確率も日本の活断層の中ではやや高いグループに属している。

実は、この立川断層の真上に政府の防災基地があるわけですね。何で断層のところに防災基地があるのかと思つていただいても、立川基地が返還されて、それだけのスペースがあるということと、そう言った観点から、地震の備えを万全にするということではないかと思つております。災害対策基本法をもとに体制を整備されており、国土地理院というのは、この法律に規定する指定行政機関、このなつておりまして、この地震対策にもしっかりと対応していただかなければいけないんですが、この立川断層での地震防災対策に関する国土地理院の対応状況、これをちよつと伺いたいと思つております。

○藤本政府参考人 先生御指摘のように、地震防災対策は政府全体として取り組むべき重要な課題だと思つております。その中で地理院も重要な役割を果たしていくべきだ、こういうふうにお話ございました立川断層でございますけれども、少し我慢をするわけではございませんけれども、昭和五十年ごろでございますが、国土地理院の職員が空中写真を見まして、がけがずつと連続的につながっているというのを発見いたしました。それで立川断層というふうに命名をさせていただいて、発表させていただいたというふう聞いております。これも活断層でございます。活断層というのは、プレートが移動しましてどんどん落ちてくる、その圧力によりまして地殻に蓄積したひずみが、弱いところで繰り返し解放されるという形です。そういう形で何度かずれて動いて、その痕跡が断層になる、したがってこれは航空写真にもあらわれてくる、こういうことでございます。

活断層につきましましては、これは動きまわす地震が起る、そしてその断層周辺で大きな被害が生ずる、こういうことでございますので、地方自治体におきましても、活断層の位置ですとか大きいですとかあるいは活動度、こんなものを十分把握する必要があるわけでございます。また、一般の

住民の方も、そういうものをあらかじめ知っていると、これは避難活動等の上でも非常に重要だということに思つております。そういう意味で、地理院といたしましては、こういうものにたいするために、地震による大きな被害が予想される都市域あるいはその周辺について、活断層の位置を詳細に表示した二万五千分の一の都市圏活断層図というものを作成させていただいております。立川断層を含みます活断層図「青梅」という形で活断層図をつくっております。これを平成八年、発行させていただいております。

それとあわせて、地理院では、GPSを使いまして常時地殻の変動をとらえております電子基準点というものを設けておりますけれども、その電子基準点を立川断層の周辺にも複数個設置しまして、地震の発生原因となる地殻のひずみあるいは蓄積の監視、こういうものに今用いているところでございます。

この電子基準点の観測データは、地震が発生しますと、その発生後地殻がどう動いたかというのが直ちに入手できるというふうになつております。能登半島の地震においても、これを入手しまして、どういうふうな地殻が動き、断層がどういうふうな形だったか、こういうものを推定させていただいておりますし、また、被害の範囲とか復旧のためにも非常に重要だ、こう思っております。

いずれにしても、これらのいろいろな技術を用いまして、地殻変動の観測あるいは地震発生メカニズムの解明、こういうものに努めてまいりたいと思つております。

○高木(陽)委員 今までのいろいろと全体的な話で伺つてまいりまして、また、立川断層のこと、地震災害のこと伺いました。

今回の測量法改正に関する具体的な話なんですけれども、今回、デジタル地図がネット上でダウンロードできる、これは大きな目玉なんですけれども、実際どのような地図がダウンロードが可能

になるか。また、今回の改正によりまして、承認が要らなくなる。今まで承認が必要だったわけですから、それはどういふ場合か、またそれがどのような効果があるか、それを伺いたいと思います。

○藤本政府参考人 先ほども申し上げましたけれども、地図につきましては、できるだけ皆さんに活用していただくということでございます。そういう意味で、従来、刊行というのが義務づけられておったわけでございまして、紙地図などかあるいはCD-ROMの形で刊行をさせていただいておりました。今回の測量法の改正で、国土交通大臣の義務といたしまして、刊行だけではなくてインターネットによる地図情報の提供、これも制度的に位置づけをさせていただいたわけでございます。

それはどういふものかということでございまして、現在、いろいろなものを刊行しておりますけれども、その中で、例えば二万五千分の一の地形図、これが一番汎用性の高いものでございまして、あるいは、物によつてはCD-ROMの形で既にデジタル化して提供しているものもございまして、そういうものの中で、できるだけ皆さんのニーズを見ながら、順次インターネットでのダウンロードができるようにしていきたい、こう思っております。

また、我々のそういう地形図とか基本的なものだけではなくて、先ほど申しました災害現況図とか、そういうたぐいのものも、ニーズを見ながら、ダウンロードできるような措置も今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、複製承認の関係でございまして、

測量法ができましたのは昭和二十四年でございまして、当時は、正確に複製をするというのは非常に大変なことでした。ほとんど手書きでトレースをする、こんなことでございまして、最近技術が進展いたしましたので、非常に正確な複製がやりやすくなってきた、こんな背景もござい

ます。測量にいろいろ使うために測量成果を複製しようというときに、刊行したり、あるいはインターネットで不特定多数の人が使えるような状態にするものについては、そうはいっても、正確なものが出回りますという問題が出てくるということ、これは複製承認をしてもらおうということとでございまして、そうでないようなもの、個人的に使われるようなもの、こういうものについては、刊行への影響も少ないということ、複製承認を不要にしていきたいというふう

思っております。

○高木(陽)委員 地図を複製しようとする人が、事前にどのような基準で複製承認が必要かそうでないか、これが判断できないと困るわけですね。規制緩和の流れの中で、こゝろ辺の基準だとかそういったものをしっかりと認識しないといけないんですが、そのあたりどういふふうに考えているのか、これを伺いたいと思います。

○藤本政府参考人 委員御指摘のとおり、どういふものが複製承認の対象になるのか、あるいは複製承認の必要がなくなるのか、あるいは複製承認の考え方はどうか、こういうふうなことでございまして、そういうことを容易に判断ができないと、手続を合理化してもその効果は十分じゃない、こういうことになるかと思ひます。

そういう意味で、私もといたしましては、この法律を通していただきましたら、できるだけ早く具体的な事例を示したガイドラインを作成いたしまして、インターネット等で公表していくということをご予定したい、こう思っております。

○高木(陽)委員 やはりガイドラインというのが必要だと思ふんですね。この点、しっかりとやっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、地図の複製また使用承認手続、これはワンストップサービスについてですけれども、その実現のためには実際に連携をとる公共団体の協力が重要だ。この公共団体が全般的に困難な財政状況にあるわけですね。協力関係というふうには言ふんですけれども、どうい

た形で公共団体との関係を保っていくのか、この点について最後伺つて、質問を終わりたいと思います。

○藤本政府参考人 複製承認のためのワンストップサービス、これができるだけ広く皆さんに活用していただくということは非常に重要なことだと思ひます。

ワンストップサービス実現のためには、国土地理院と各地方公共団体等との間をオンラインで結びまして、インターネット上の手続がスムーズにいくというふうにする必要があるわけでござい

ます。そのためにいろいろ負担も要るわけでございまして、けれども、この法を施行するまでの間に、地方公共団体等にできるだけ大きな負担がかからないように、既存のシステムを極力有効活用するなど、実現可能なシステムのあり方についても、各公共団体等と十分調整しながら、ワンストップサービスの実現に努めてまいりたいというふう

に思っております。

○高木(陽)委員 この測量法の改正でございまして、地図という私たちの日常生活に大きくかわつていくものでございまして、今後とも国土地理院としてはしっかりと対応していただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひ

ます。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 情報化社会の進展のもとで、インターネットで測量成果を提供できるようにするなど、今回の法改正は当然のことだと考えていま

す。私は、国土地理院の役割などについて質問しま

す。この測量法改正案とあわせて、地理空間情報活用推進基本法案が議員立法で審議されていま

す。藤本国土地理院長は、この二つの問題についても日刊建設工業新聞などでインタビューに答えて発言をしておりますから、そこを少し聞きたいと思

ふです。

これらの法案ができることによって、国民サービスの向上がどのように図られるのか、国土地理院がどのような役割を果たすのか、この点について、国土地理院長にまず聞きたいと思ひます。

○藤本政府参考人 今回の法改正は、デジタル化社会への対応ということが一番のメインでござい

ます。そういう意味で、今回の測量法の改正におきまして、具体的には、一つは、地理院の最新の地図、これがインターネット上で手早く容易に入手できるようにすることが一点目、ござい

ます。それから、営利目的でも、先ほど来申し上げておりますように、インターネットの背景図ですとかあるいはハンディナビの背景図、こういうものにそのまま私どものつくった地図を活用していた、だけという道も開こうということでござい

ます。ですので、いろいろなビジネスチャンスがまた出てくるのではないかとことがござい

それから、内部利用につきましては、そのまま使うものについては、従来は複製の承認手続が必要だったのですが、それを不要としようということとでございまして、地図をいろいろ活用したいというふうな個人的な御利用をされる一般の皆さんあるいは地方公共団体等の事務の軽減、あるいは容易に入手できる、このようなことになるかと思ひます。

それから、ワンストップサービスの実現ということとでございまして、これによりまして、ユーザーの皆さんあるいは測量会社や地図会社の皆さんが、地理院のインターネットの窓口に来れば、ワンストップで他の機関の作成した地図も活用できるように

なる。そんなことで、いろいろな形で利活用が進むのではないかと

思つております。

○穀田委員 今るお話がありました。それは、今度の測量法についてはそうなんだけれども、今私が聞いたのは、地理空間情報活用推進基本法案と

の関連でどうか、そこはかがかという点が少しないと思うんだけど。

○藤本政府参考人 いろいろな情報通信技術が発達をまいりまして、流通する情報も、非常に膨大な情報が入り込める、あるいは送ることができる、こういうふうになってきておるわけでございます。

そういう意味で、そういう大量の情報をどういうふうに分類、整理するか、あるいは有効活用するか、そのためには、地図というものをベースにしているいろいろな情報を整理していく、これが非常に有効だということなこともありまして、GISシステムというふうなものも随分使われるようになってきたことだと思えます。

ただ、その場合に問題は、そういう地理空間情報を皆さんが十分にお使いいただくためには、そういうデジタル地図というものが十分流通をしないといけない、あるいはインターネットの活用が十分されないといけない。そういう意味で、地理空間情報の活用と今回の測量法の改正がセットになりまして、地理空間情報の活用を側面から支援するという形になるのではないかとこのように思っております。

○穀田委員 そこで、私は、測量と地図という問題についての理念というか、戦前と戦後の違いというか、その哲学について少し聞きたいと思えます。

○藤本政府参考人 余り戦前のことに詳しくないのであれでございすけれども。

地図につきましては、明治維新以来いろいろな組織の変遷がございすけれども、たしか明治の十七年ぐらいだと思えますけれども、参謀本部の測量局、ここに地図の作成が一元化されて、そして、第二次大戦が終わるまでそこが所管をしておりました。その間は、軍事的な観点から、みずから測量をする、あるいは地図を作成する、こういうことでございまして、地図につきましても、その機密性が重視されたのではないかと、こう思えます。そんなことから、公開という部分につ

いて、不完全な部分が随分あったのではないかと、具体的にどこがどうというの、ちょっと今持ち合わせておりません。

戦後、直ちに内務省の地理調査所という形に改組されました。軍の組織から内務省の組織に移管をされました。その後、いろいろな変遷をたどりまして、昭和三十五年に現在の国土地理院という名前になっておりますけれども、性格は同じでございます。

特に、昭和二十四年に測量法が制定をされました。これによって、測量とかあるいは地図作成に従事するための資格制度が確立される。これは、当時は軍部が自分たちでやっておった、今度は民間の皆さんができるようにということで、資格制度が完備されたということでございます。

それで、この測量法によりまして、地図につきましても、あるいは測量につきましても、測量の正確さ、そして重複の排除、無駄な測量をしないように、これが二つの大きな眼目でこの測量法ができております。そういう形で、地理院が一番基本になる基本測量をやる、公共団体等が公共測量を行う、こういう役割分担を行いながら、広くその結果を公開するということで、性格が変わったのではないかとこのように思っております。

○穀田委員 今お話がありました、基本的に地図、測量、そういうものがやはり戦前と戦後で大きな性格の違いがあるということだけは確認しておきたいと思えます。

次に、先ほど説明がありました、基盤地図それから位置情報などの基礎的インフラ、これを整備していくのが国土地理院の役割ということですが、基本法について、少し国交省に聞きたい。

基本法の中に、人工衛星を利用して位置情報等取得する衛星測位の利用の促進、つまり準天頂衛星システムがあります。国交省もこの計画に参加しているが、これはどういった内容でしょうか。

○佐藤政府参考人 準天頂衛星システムは、日本付近で常に天頂方向に一基の衛星が見えるよう

に、都合三基の衛星を準天頂軌道に配置した衛星システムによりまして、GPSシステムを補完ないしは補強し、山陰やビル陰等に影響されず、高精度な測位を可能とするものでございます。

このシステムは、GPSの利用に制限が生じるなどの不測な事態においても十分な測位を可能とする、将来的な自立性を持った衛星測位システムの構築に資するとともに、災害時等における救援の構築に資するに有益な、官民の安全、安心にかかわる社会基盤として大きく期待されるものでございます。

国土交通省におきましては、列車など高速移動体における測位を高精度かつリアルタイムで可能とするための技術開発及び電離層や大気の影響を補正して精密測位を可能とする技術開発等を行っているところでございます。

○穀田委員 この準天頂衛星システム計画の事業費は全体で幾らか、そして国交省の負担は幾らか。

○佐藤政府参考人 平成十八年三月の測位・地理情報システム等推進会議、ここで、準天頂衛星システム計画の推進に係る基本方針が取りまとめられたところでございます。

この基本方針におきまして、まず第一段階といたしましては、一基目の衛星、技術実証、利用実証のための衛星打ち上げを行います。その結果を評価した上で、追加二基の準天頂衛星を打ち上げるような第二段階のシステム実証段階に移行する計画となっております。

第一段階におきましては、準天頂衛星初号機のプロジェクト経費は、約三百三十億円と見積もられております。なお、このほかに、平成十五年からの研究開発費の累計が約四百二十億円と見積もられており、これらを合計すると約七百五十億円となります。

現時点で、第二段階までの準天頂衛星三基体制のプロジェクト経費の正確な見積もりを行うことは困難でございすが、昨年三月に試みの概算が

行われております。三基体制全体で約九百五十億円と数字がございす。これに研究開発費の累計約五百億円を合計いたしますと、約千四百五十億円となります。

そのうち、国土交通省の平成十八年度までの合計の予算額は、約二十一億円となっております。

○穀田委員 莫大な費用を投じたプロジェクトだということがわかります。

先ほど説明がありましたけれども、もう一度そのことを踏まえながら聞きたいと思えます。現在は、測地基準点測量などはGPSなどを利用して行っていると。先ほどあつたように、いろいろなところが見えるんだということも言っているんですが、見えないという意見の人たちもいるんですね。この衛星を利用して、特にメリット、先ほどの話はわかりましたが、その上でメリット、あわせて利用する可能性ということについて、先ほど将来性があるんだという話がありましたが、けれども、現在もそういう見解ですか。その可能性と見解についてお聞きしたい。

○藤本政府参考人 基準点測量ということでございすので、私の方からお答えさせていただきます。

先生御指摘のように、基準点のいろいろな測量をする際に、最近ではGPSを使うケースが非常にふえてきております。ところが、先ほど来のお話のように、都市部とかあるいは山合いのところ、ビルや急峻な地形の厳しいところ、そういうところではGPSからの信号が遮られるわけでございす。それによって、受信のできる、見通し線上にあるGPSの衛星の数が少なくなる。この結果、少なくとも四つぐらいのものが見通せないとなめなものですから、測量できる時間が制限をされる、あるいはGPSが使いにくくなるというふうなことがございす。

準天頂衛星がもし上に上がりますと、ほぼ天頂に常時もし一つあるとすれば、それだけそういう障害の影響が少なくなってくるということになるかと思えます。そういう意味で、測量という立

場でいえば、測量が可能な時間がふえて、作業効率は高まるということがございます。

また、もう一つ、準天頂衛星がもし仮にあるとすればどういった使い方ができるかということであり、また、GPS測量をいろいろとやるにしても、GPS測量をいろいろとやるにしても、これはある程度補正をしないといけません、その補正の信号をそれを使って皆さんにお届けをするというふうなことも可能性としては技術的にはあり得る、そういうふうな利活用の方法はあるのではないかと、そういうふうな思っております。

○穀田委員 上の方にある衛星がふえてGPSを補正し、そして信号等については補強できるということですね、簡単に言えば。

しかし、測位精度は現在のシステムで余り支障はないということですか。そこはどうですか。

○藤本政府参考人 先ほど申しましたように、いろいろな測量をする場合に、GPSだけで測量するわけではないので、GPSが使いづらいところは従来のトータルステーションとか、いわゆる望遠鏡のようなものを使いまして、見通し線と角度をはかって測量をする、そういうやり方を併用したり、いろいろなやり方をするようになるのか、こう思います。

○穀田委員 このシステムの状況について、大体十省庁が参加しているんですけども、それは、皆さんのところでいくと、国土交通省は、この「準天頂衛星システム」という報告の中に、「各省庁として、S帯測位補強・通信の整備をする必要性の有無」というところには、「なし」と答えているんですね。そして、「測位精度は現行システムで支障なし、通信も既存のシステムで十分」だ、こういうふうになっているんですね。

ですから、各省庁も、十省庁のうち余り必要がないと言っているのが圧倒的なんですね。だから、さして、それだけ金をかけてやる必要があるのかということだと私は思っています。余り役に立たないというのが現実ではないかと思ってい

ます。

○一年に、日本経団連が、宇宙の産業化ロードマップというところで提案したのが発端でありました。ねらいは衛星を使った放送通信事業、総事業費二千億円、民間が半分を負担する話だったのがもととの話だったんですね。

ところが、インターネットや地上デジタル放送網の普及で計画が瓦解する。六年の二月には、もう民の側は撤退を決定する。結局、測位だけに絞った衛星を一基打ち上げて、費用は先ほど言った三百億円、全額国が負担するということになった。

だから、その意味では、余り利用のめどがないという事業に参加すべきでない、こういうことだけに金を使うようなプロジェクトはやめた方がいいと私は思っているんですが、大臣にそこだけ聞きたいと思っています。

○冬柴国務大臣 私は、ニュートラルにこの問題を考えますが、ただ、今日本で衛星測位というものは本当に普及していますけれども、これはアメリカのGPSをただで使わせてもらっているんですね。それが第一点あります。

それから、ヨーロッパも測位衛星ガリレオを二〇〇八年に運用開始の予定ということで現実に進めている、そういうことが背景にあります。

問題点ですけれども、ただで使わせていただいているGPSは、常に日本の上空にあるわけではない。場所や時間帯によつては、精度劣化や測位不能が発生する場合がある。そして、GPSに測定の事態が生じた場合、例えば、アメリカですとか、アメリカの考え方によつて、ただで使わすということをやめるといふことだ、自由であると思いますが、日本の衛星測位が機能停止してしまう、そういう背景があると思います。

そこで、準天頂衛星システムは、GPSシステムを補完、補強して、山陰やビル陰等に影響されずに高精度な測位を可能とする、常に日本の上空に衛星がとどまるために三基の衛星が打ち上げられるわけですが、平成十八年三月の測位・地理情

報システム等推進会議で取りまとめた準天頂衛星システム計画の推進に係る基本方針におきましては、第一段階として一基目を技術実証、利用実証のために打ち上げて、その結果を評価した上で、追加の二基を打ち上げるような第二段階のシステムの実証段階に移行する計画というふうにしていくわけでございます。

したがって、国土交通省が担当する高精度測位補正に関する技術開発を確実に進めることにより、準天頂衛星システム計画の着実な推進に協力してまいりたい、こういうふうな考えております。

○穀田委員 アメリカの思惑は思惑でありまして、ヨーロッパでもちゃんと独自にやっていると、ヨーロッパは、それはあるんですよ。それはわかっているんですよ。だけれども、そういうものと協力してどうするかということとはよく考えなきゃあかん。アメリカがただでやっているのは、ただでやっている理屈があるわけで、うまく後でやろうというふうな。

最後に一つだけ質問したいと思うんです。そういう意味では、国土地理院の役割はすごく重要だと思っております。定員削減計画がありまして、その合理化計画の中に外部委託というのがありまして、結局、業務量を減らすということになるんですよ。けれども、減らすわけですね、業務量は。しかし、この五年間の人員削減計画で経費はどのくらい削られるのか、減らす人件費は幾らで、ふえる委託費は幾らかということについて、最後に伺いたいと思います。

○藤本政府参考人 行政減量・効率化有識者会議というところの検討がありまして、政府全体の方針といたしまして、平成十八年度から五年間で七十人の定員を削減する、こういうふうになっております。

こういう中で、定員の厳しい中で多様なニーズにこたえていくということで、業務の合理化ですとか外部委託の活用ですとか、あるいは電子処理の推進ですとか業務処理の集中化等々で、効率

的、効果的な業務の遂行に努めていきたい、こう思っております。

それで、先生御指摘の、減員分の人件費がどれぐらいで、それに関係するコストはどれぐらいだ、こういう御質問でございます。

減員分の人件費の削減額、あるいはそれに対応した形でいろいろ外部委託等をやっていくための費用、これにつきましましては、例えば削減される人員の役職はどうであるのかとか、あるいは外部委託等の業務の内容をどうするのか、どういう割合にするのか、そういうことによつていろいろ変化をしてまいります。

そういう意味で、直ちに算定することは難しいわけでございますけれども、いざにしましては、限られた予算、人員の中で、与えられた責務を精いっぱい全うするように頑張つてまいりたいと思っております。

○穀田委員 算定できないことはないんです。大体こういうめどでやっていると、人件費削減をやってくるから方針が出るわけで、私は、実際はそうやって定員は削減するけれども、外部委託して仕事をやって、経費全体は減らないということとは言っておきたいと思うんです。

だから、そんな経費、当たり前の話であつて、仕事はふえるわけだから、きちんと使つてよろしいと。そういう話の方で、準天頂衛星プロジェクトなんかは膨大な金がかかるんだから、そちらの方をやめたらええやないかということを書いていくわけですよ。

以上です。終わります。

○塩谷委員長 糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。今回のこの測量法の改正につきましては、我が国におけるインターネットの急速な普及、そして、ネット回線のブロードバンド化、こういう時代の趨勢を踏まえたデジタル地図の一層の普及、活用を図るため、国土地理院の地図のインターネットによる提供、測量成果の複製承認にかかわる規制の合理化、そして、測量成果のインター

ネット上でのワンストップサービス、これを見るもので、国民生活のさまざまな面で活用が期待されるのではないかとこのように思っております。

特に、昨今の安全、安心な生活についての国民の不安という観点で申し上げれば、まだ記憶に新しいところでは、能登半島地震の地震災害、そして、たび重なる水害、土砂災害に対する国土の危機管理策としても、この地理情報の活用が重要となつているところであります。

例えば、私の地元でございますと、福井市におきましても、福井県におきましても、平成十六年、大規模の堤防決壊と浸水害が発生いたしました、これは激甚災害に指定されました。こういう過去の自然災害を踏まえまして、GISを活用した洪水ハザードマップ、これを公表しているところでございます。

このような問題意識を踏まえて、今回のこの測量法の改正が、こうしたGISを活用した地震対策、そして水害対策にどのように寄与するのか、まずは伺いたいというふうに思います。

○藤本政府参考人 GISをいろいろな方々が自由に活用できるように、デジタル地図のデータ、これがもちろん必要不可欠でございます。地震対策、水害対策、そういう場合も、最新の地図データが復興復旧にも非常に重要な役割を果たすわけでございます。

今回の改正によりまして、インターネット提供が行われるようになります。それによって、従来のいわば更新の頻度といえますが、紙地図に比べてインターネットにおきます更新の頻度は相当高くなつてまいります。そういうことで、新しい地図が提供できるようになるということになるかと思ひます。

それから、いろいろな大規模災害で現地の状況が大きく変わります。そういう場合には、災害が発生した後、復旧復興するためにも、現地の地形の変わった状態での地図が早急に整備されないという対策が立てられないということになるわけでござ

います。そのために、紙地図による刊行とかそういうことだけじゃなくて、デジタル地図によるインターネットによる提供、こういうものも迅速な対応という意味では非常に効果的ではないだろうかというふうに思っております。

○糸川委員 今御答弁ございましたけれども、災害対策を初めとした国土管理において地図が非常に重要であることは理解いたします。ただ、一方で、地方公共団体の財政は非常に厳しいわけでございまして、地方公共団体が、この財政の厳しい中、どの程度やる気を持つてこのGISの整備を進めていくのかというのが課題になるわけですが、これは大臣、しっかりとまた応援をしていただきたいというふうに思います。

また、国土地理院が、これまで地方公共団体におけるGISの整備についてどのような取り組みを行つて、今後どのように普及を図つていくつもりなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○藤本政府参考人 地方公共団体では、河川とか道路あるいは上下水道等の公共施設の管理等々をやっておりますけれども、そういう関連でもGISを利用するというのが非常に重要なテーマになつておりますし、そういう形で地方公共団体でも幅広く活用されているわけでございます。

そのGISの構築のために、デジタル地図のデータの整備が必要になつてくるわけでございします。各公共団体がいろいろな測量をしたり地図をつくつた場合には、公共団体が適切な精度で地図を作成するために、地方の方から地理院の方に公共測量作業規程というのを提出していただいて、内容を私も見せていただいて、精度とかその辺が大丈夫かどうか、そういうのを確認した上で承認をさせていただくというふうな仕組みになつてございます。

また、地図データをGISの基盤にするためのマニュアル、こういうものもつくらせていただきまして、地方公共団体にいろいろな情報提供、指導といひますか、そういうことをさせていただいてい

ます。それとあわせまして、GISの活用につきまして、GISに関するいろいろなセミナーを各地方公共団体の担当の皆さんを対象に開催をし、その普及に努める、あるいは、データの相互利用の促進を図るために、データの標準化、そういうようなこともやらせていただいております。

今後、GISの利活用はますます進んでいくわけでございます。これらの取り組みをさらに強化しまして、地方公共団体と連携しながらGISの整備を進めてまいりたいと思つております。

○糸川委員 さまざまな面で、正確な地図、デジタル地図というものがしっかりと提供されていくということが大事だということはわかるんです。

ただ、地図の情報というのは、最新のものだけではなくて、例えば江戸時代、明治時代にはどこなところだったのか、例えば沼だったのかとか池だったのかとか、そういう情報もこれは非常に重要なものでして、その後、埋め立ててしまえば、中は空洞だったとか、今、福井でも、昔坑道だったのではないかとこのところが大きな穴があるしまして、これは足羽山の陥没事故というのございしました。

ですから、そういう、もう今では得られない情報というの、昔の地図、これは重要でございします。そういうものもまた提供していただくというの、これは重要なかなというふうに考えております。

そこで、お伺いいたしますが、国土地理院が明治以降作成してきた膨大な量の地図、それから航空写真、これを保管されているというふうに聞いておりますけれども、今これをどのように活用されていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○藤本政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。まして、国土地理院も、特に明治以降、我々の先輩が作成しましたいろいろな膨大な地図、航空写真、こういうものを保管させていただいております。

これらの古い地図、先生御指摘のとおりでござ

いますけれども、国土の履歴といひますか、あるいは作成当時の社会状況、あるいは文化的な状況、あるいは災害の状況、こういうものも読み取ることが出来る非常に貴重な、いわば文化的な財産ではないか、こう思っております。

防災の観点でいいますと、先生の御指摘のとおりでございますけれども、開発あるいは埋め立てを行う前の湿地帯等とか、あるいは旧河川、旧河道等とか、そんな場合にはやはりいろいろな防災上の課題もございします。そういうふうなことを検討する上でも、過去の地図というのは非常に重要な役割を果たすのではないかと、こう思っております。

また、国土開発とかあるいは自然保護、こういう観点でも、各時代の地図を比較することにより、いろいろな整備による変遷あるいは自然の変化、緑地の変化、こんなものもそこから見ることが出来るわけでございまして、こういう地図につきまして、あるいは航空写真につきまして、適切に温度あるいは湿度の管理を行つております私どもの地理院の倉庫にきちんと保管し、また整理をし、そして皆さん方に閲覧、提供をさせていただいてい

ていこうでございます。

○糸川委員 自然の保護という観点からも、今後、国民の安全、安心に対する地図という意味だけではないで、環境対策にも本格的に取り組むという意味では、地図というのは非常に重要になつてくるのかなというふうに考えております。

例えば、福井県でも、越山若水という言葉もございします。越前の緑豊かな山々とそれから若狭の清らかな水の流れ、こういうことを代表した言葉になつておるわけでございしますが、特に、二〇〇五年にラムサール条約に登録されました三方五湖がございまして、四季を通じて非常に景観のすぐれた名勝でございします。

このような野生動植物の豊かな生息地であります水辺の環境についても、国土地理院が調査を続けているというふうにも聞いておりますけれども、今まで国土地理院がどのような調査を行つて

きたのか、そして、その成果というのはどのようなものだったのかというのを聞かせただけです。よろしく。

○藤本政府参考人 先生のお話のとおりでございまして、二万五千分の一の地図というのが一番基本になる地図でございまして、そういうものだけではなくて、そういうものを作成する中で、昭和三十年以来、湖沼の水深を測量することによりまして、湖沼の底の地形の調査、こういうものもさせていた。そして、湖底が水草に覆われているとか、あるいは砂地であるとか、あるいは岩が露出しているとか、こんな調査をし、それを地図に表現しまして、公表させてもらっているというところでございます。

また、先ほど申しました、明治以来我々がつくりましたいろいろな地図がございまして、この地図の中には、植生の一種でありますけれども、湿地というのが記号で書かれております。そういうことで、平成十二年に、明治、大正時代以降の七十年から九十年ぐらいの間の湿地の分布の変化、こういうものをまとめさせていただきまして分析をしたことがございまして、その結果、当時と比べてまして湿地面積が約四割にまで減少したというふうな環境の変化もそこで判明をしております。

このような成果を、我が国におきます水辺環境の現状と変化を示す基礎資料ということで、国、自治体の環境保全にも活用していただく、観光、レジャー活動、あるいは地域開発、自然再生、いろいろなものに御利用いただければと思っております。

○糸川委員 最後に大臣に一言御質問いたします。

環境問題というのは今もう日本国内だけの問題ではなくて、おるわけでございまして、我が国は、平成九年の地球温暖化防止京都議定書で議長国を務めたわけで、各国に対して地球温暖化の原因となる温室効果ガスの数値目標を提案するなど、率先して地球規模の環境問題に取り組んできたわけ

でございます。

先ほど来、質問の中でも言いましたけれども、地図というものは、このような環境問題を論じる上でも必要不可欠なわけでございます。そういうさまざまな情報を提供するものでありますけれども、では、地球環境問題について国土地理院はどのような取り組みを行っているのか、そしてまた、このような国土地理院の取り組みの意義について大臣がどのように思われているのか、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○冬柴国務大臣 私どもは、これは世界に誇る業績を上げつつあると自負をいたしております。熱帯雨林がどんどん小さくなり、そしてまた砂漠化が広がっているというようなことも大きな環境問題でございます。

そういう意味で、一九九二年でございますが、国土交通省国土地理院が、各国の地図作成機関に對しまして呼びかけ、地球環境の現状を正確にあらわす地図を地球地図として整備、提供しようという地球地図プロジェクトというものを提唱したわけでございます。これは大変大きな反響がありまして、国土地理院がこれまで中心的な役割を担い続け、これまでに百五十六カ国が参加する大きなプロジェクトに育ってきております。

それで、地球地図を整備、提供することで、地球環境問題、先ほど言いましたように、熱帯雨林等が小さくなりつつあるとか砂漠化が進んでいるとかいうような重大な問題が目で見えるわけでございまして、地球環境問題の監視、解明、対策立案に役立つものと期待されているわけでござい

ます。

また、地球地図のための地図作成を含めた測量、地図作成の技術協力が必要な発展途上国に對して、国土地理院は、豊富な経験と技術力を生かしまして、測量・地図作成分野について、専門家の派遣あるいは研修員の受け入れ等の技術協力を、大きな実績を上げてきております。

ちなみに、累積でございますが、専門家の派遣は三十四カ国に派遣をし、派遣人数は二百二十四

名に上っております。また、研修員の受け入れは、国数では八十九カ国から受け入れ、研修を受けた人数は五百九十七名にも上っております。

今後とも、我が国の先端的な測量・地図作成技術を生かしまして、地球環境問題の対策に資する地球地図プロジェクトの推進及びそのための各国への測量、地図作成に関する技術協力に積極的に取り組んでいくべきだと思っております。

○糸川委員 災害対策ですとか環境問題に對しては、地図というのは非常に重要な情報を含んでおりますので、今後とも国としてぜひ責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上です。終わります。

○塩谷委員長 黄川田徹君。

○黄川田委員 民主党の黄川田徹であります。通告に従い、順次質問していききたいと思います。

まず、測量法の一部改正の質疑に入る前に、地籍調査、国土調査についてちょっと尋ねたいと思います。

人に戸籍があるように、土地についても、筆界の位置であるとか地番であるとか地目であるとか、こういった地籍が整備されておるわけであります。戸籍は市町村ですか、そしてこの地籍の成果は法務局といえますか登記所にあるわけでありますけれども、人口や国土の面積ということで、とても大事な基礎的な情報だと思っておるわけであります。戸籍についてはまだかくでありますけれども、地籍についてはまだまだ整備ができていないのではないかと思っておるわけであります。

私も市町村職員をやっておりますので、登記というものの、嘱託登記といいますが、そういうことにかかわったことがあります。登記所に行きますと、公図、地図に準ずる図面というんですか、そういうふうな言い回しをされますね。何か公図でありますからかなり確かなものじゃないかと思うわけでありますけれども、参考資料だといふふうな言い方もあるわけであります。

明治時代に、地租改正によって税金を取ろうと

いうことで、しっかりと測量をしなきゃいけないということなのでしようけれども、和紙に書いてありまして、いわゆる赤線とか青線、道路が赤線、水路が青線ですか、そういう状況になってはまた、今でも境界確認であるとか訴訟になった場合にはそういうものが生かされるというふうな状況にあるかと思っております。

そういうことで、土地取引であるとか、少子高齢化の中で、私なんかは地方に住む者でありますから、山の境界がどうなっているとか、昔であれば親子三代、四代、五代と田舎にも暮らせたのでありますけれども、なかなかそうもいかない状況になって、この境界の確定なんかもいろいろ課題が出てきているのではないかと、こう思っております。

そういう中で、この問題解決は、やはり市町村などの国土調査をしっかりとやらなきゃいけないというところだと思っておりますが、この地籍調査事業、国土調査事業でありますけれども、これは一体いつから行っておるのでしょうか。そしてまた、その進み具合といいますが、進捗状況はどうなんでしょうか。

○松原政府参考人 お答えを申し上げます。

地籍調査事業でございますが、昭和二十六年に公布、施行されました国土調査法というのがございまして、これに基づいて営々とやっております。ところでございまして、平成十七年度末の進捗率でございますが、面積ベースでございますけれども、四七％という状態になっております。

○黄川田委員 今の答弁にあるとおり、昭和二十六年からもう五十年以上になつて行われていること、実施主体は市町村などであるということ、それから、進捗率は、全体といいますが、四七％という話であります。

全体ではそうでありますけれども、この地籍調査の実施、都市であるとか地方であるとか、あるいはまた地方にあつての境に對する意識であるとか、あるいはまた土地の価値といいますが、そう

いうものがさまざまあつて、地権者の合意を得られなければなかなか進まないものでありますので、その進捗状況にもばらつきがあるといえますが、例えば都市であるとか、あるいはまた農村であるとか、あるいはまた地目によつては、こういうところは済んでおられるけれどもこういうところは済んでいないとか、そういう状況があるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○松原政府参考人 御指摘のとおり、地域によりましてかなり差がございます。

一般的に申し上げますと、人口集中地区、いわゆる都市地域、DID地区と言われているところでございますが、こゝろ辺のところは、まず、それぞれの土地の面積当たりの筆数が非常に多い、それから、先ほど御指摘のありましたとおりで、権利関係の調整がなかなか大変ということもございまして、進捗率がかなり低いございまして、一九％ということになっております。

それから、林地、山の方でございますが、これはまた別の理由でございまして、かつては山の方にいろいろな方々が入つて仕事をされておられました、最近、登山は別といたしまして、山に入られる方がかなり人数が減つてきておりまして、そういったこともありまして、要は優先順位の面で後回しにされているところがございます。進捗率で約四〇％ということでございます。

比較的進捗率の高いのが農用地でございまして、これは今までのいろいろな形の基盤整備が行われたところが多いございまして、進捗率六九％ということになっております。

人口集中地区、DID地区以外の宅地もございまして、この進捗率が四九％ということになっております。

以上でございます。

○黄川田委員 それでは、国土調査事業ということで、たしか国が二分の一の補助ですか、それから都道府県が四分の一、実施主体の市町村等が四分の一ですか。一体この国土調査にどのくらいの

お金がかかっているのか、今年度の国土調査関係予算の概要についてちょっとお尋ねいたします。

○松原政府参考人 平成十九年度の予算でございますけれども、まず、先ほど先生のお話にありました、国が二分の一を負担いたしておりますが、その経費といたしまして百二十三億円を措置していただいております。これは、各自治体、都道府県を通じて、各市町村の今年度実施したい、あるいはできる見込みというものを全部私もヒアリングをさせていただきまして、それに対して十分こたえられる金額ということでこういった金額を予定させていただいております。

それから、先ほど申し上げましたが、都市部それから山の方でございますが、これがよく出ておりますので、これにつきましては、都市再生街区基本調査、土地活用促進調査、これは都市地域でございますけれども、国の直轄事業といたしまして四十億円、今年度予算措置をさせていただいております。

それから山の方でございますが、山村境界保全事業ということで、平成十六年度からやつておる事業でございますが、これは、予算金額そのものはそう多くございせんけれども、二割アップをいたしまして、一億三千万円ほど予算措置をさせていただいております。

○黄川田委員 国土調査には大分お金をかけていただいているところでありまして、ちよつと戻つて質問なんです、全国レベルで都市部が多分地籍調査がおくれていると思うのでありますけれども、四十七都道府県の中で、私は東北に住む者であります、全国の中では進みぐあいはどうなんでしょうか。

○松原政府参考人 総括的に申し上げますと、やはり地方といいますが、農地の進捗率が高いというところを申し上げましたけれども、そういったエリアの広いところは割合と進捗率が高うございまして、例えば東北地方でございまして、それから九州地方でございまして、このあたりはかなり進

捗率が高うございまして、先生御地元の岩手県は進捗率八八％ということで、それからさらに、陸前高田市はもう一〇〇％で既に完了しておるという状態になっております。

片や、大都市地域で人口が非常に稠密で、なかなか境界なんかについても簡単には調整ができさうもないだらうなと思われるような関西地域の大都市地域におきましては、非常に進捗率が低い状態になっております。

ただ、これらの地域につきましても、昨今のこの重要性を御認識いただきまして、特に防災でございまして、都市再生でございまして、そういった観点から、進捗率はまだ上がっておりませんけれども、新しく、着手と私どもは呼んでおりますけれども、この地籍調査事業に取り組もうということで体制を組んでいただいているところは順次ふえてきておるところでございます。

○黄川田委員 それから、単年度で百三十何億ですか、そうしますと、昭和二十六年からでありますので、これまでどのぐらいの事業費を費やしたというふうな、あらあらでいいのです、何千億というふうな形になるんでしょうか。ちよつと通告してないもので申しわけございませんが。

○松原政府参考人 申しわけございません。手元にございませぬ。

十一年ごとに十一年計画というものをつくつておりまして、それぞれ進捗率を見ながら進めておるところでございます。あらあらで申し上げますと、これは進捗率の方でございまして、この十一年に大体進捗率が、それぞれ、例えば大都市地域といいますが、非常に筆数の多いところを手がけております、進捗率は当然のことながら面積ベースではなかなか上がリませぬし、それから、やりやすいところをやっておりますときはぐつと上がるということでございまして、大体、十年やりまして進捗率が一〇％上がるというようなことでございまして、経費そのものは、申しわけございません、ちよつと私も手元に積み上げた数字がござい

ません。お許しください。

○黄川田委員 いずれ、多額の公費が費やされていると思ひますし、これはまた、個人といひますか、民間がお金を出すわけじゃないですから、これは公の金でやるものですから、その成果が国民にしっかりと返していただけるものでありますから、どんどん進めていってほしいと思ふんです。

土地の境界が公図と一メートル以上ずれている、都市部の六割がそうだというふうな形で、東京、大阪などの人口集中地域の全国三十八市区を対象に実施した結果が出ておるようでありまして、けれども、例えば市町村の税の主たるものは固定資産税なんでありまして、税をかけるとしても、その地積がどのぐらいあるのかというはつきりした数字がないと、ややもすると、明治の時代でありますから、地租、お金をとられるという、税金を払わなきゃいけないということで、いや、うちは余り面積がないよということ、多分、しつかりした測量をするよと云ふというふうなのが多いんじゃないかと思ふわけなんです。そういう結果を踏まえて、国土審議会のもとに、さまたま土地取引の活発化とか、大都市はあるでしょうから、その部分で何か専門家による小委員会を設けて、そして地籍調査の実施を促すような対策をしたいというふうなことも言われておるようでありまして、この辺、ちよつと具体的にお話いただけますか。

○松原政府参考人 地籍調査につきましては、非常に昨今いろいろな方面から急ぐべきだという御指摘をいただいておりますのと同時に、各市町村の御担当の方に伺いますと、やはり地権者間の調整というものが非常にまた難しいということがございまして、ある意味では、行政サイドが幾ら頑張つても、行政サイドの都合だけで進捗率が上がるという状態に必ずしもないわけでございます。そういった中で、いかに住民の皆さん、権利者の皆さんの御理解をいただくかというふうなことで、先日来、これは順次でございまして、まだ日本全国あちこちやつておるわけではございません

けれども、公図が実態とどのくらいずれておるのかというようなことを私どものインターネット、ホームページで公表させていただいております。そのことによって、それぞれの住民の皆さんが、自分のところは、えっ、こんなにずれているというようなことで、こういった調査を急がなきゃならないねということについての御理解をいただければありがたいというふうな考えておるところでございます。

こういった活動、それからそれ以外のPR活動も通じまして、住民の皆さんに御認識を高めていただいて、御協力をいただくような雰囲気をつくっていききたいというのが一つでございます。

それから、あわせてまして、やはりこれからまさに人口密集地域ですとか大変なところに本格的に切り込んでいかなきゃいけない。でないと、今後の都市再生でございますとか、あるいは今予想されております地震後の災害復旧でございますとか、そういったものに対しての十分な準備ができないだろうということ、そういったエリアでなるべく短い期間で地籍調査を進めていくためには行政としてどこまでまずやらなきゃいけないのか。

ある程度段階を踏まして、例えて言いますと、道路境界と土地との境、各ブロックがございしますが、街区というのがございすけれども、それとそれの道路境界との境界の確定というのは、比較的、中の地権者同士の調整ということをやらずに進捗をさせることができるわけでございすので、まず第一段階としてそういったことをやってみたらどうかというようなこともアイデアとしてはございまして、そういったことも含めまして、先ほどお話のありました検討メンバーで新しく、まだ実はスタートしておりませんが、近々検討を始めたかと思っておりますところでございます。

○黄川田委員 都市部でさまたま進めていかなくちゃいけないところがあるんじゃないのか。

例えば東京の六本木ヒルズの再開発事業です

か、何か十七年間ぐらいかかったもののうち境界の確定に四年もかかっておるとか、あるいはまた境界問題がなかなか決まらないために公共事業がとまってしまうとか、いろいろなことが出てくるわけであります。

今の答弁でちょっと触れられたと思うのでありますけれども、都市部においての地籍調査のおくれといいますが、スムーズに済むために、街区の基点を設けて調査するとか、個々の民地の境というよりも、まず最初に国土調査がしやすいような形の仕組みをつくってやるというような形だと思ふんですが、もう一度、その辺の都市部の地籍調査の推進についてお願いいたします。

〔委員長退席、西銘委員長代理着席〕

○松原政府参考人 都市部についてでございますけれども、実は、平成十六年度から三力年かけまして、国直轄で、全額国費でございますけれども、公図四隅の官民境界点の座標を整備するというところで、公図の四隅が決まっておりますと、その内側というのはそこを基点にその後調査をしていけばいいわけでございますので、その意味では次の段階の地籍調査が非常にやりやすくなるというところで、この公図の四隅の座標、DID地区につきまして全国で打つという作業を三力年かけてやりました。都市再生街区基本調査と言っておったものでございすけれども、これが昨年度で、三力年、一応終了いたしました。

今年度からは、こういった成果を踏まえまして、さらにエリアを絞り込みまして、密集市街地ですとか、あるいは都市再生の具体のプロジェクトが予定されているようなところでございすとか、そういったところを対象といたしまして、さらに街区の外周の境界情報をもう少しきちんとより詳しく整備していこうということ、その後、その中に入っていく地籍調査をさらにやりやすくしようという土地活用促進調査、これは先ほど今年度の予算の中で四十億円というふうに申し上げましたけれども、その予算を確保いたしておりまして、これは単年度で終わる性格のもものでは

ございませんで、来年度以降も要求はさせていただきますというふうな思っておりますところでございます。

それから、当然のことながら、住民の皆さんの御理解ということでございますので、繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたインターネットでの公表ですとか、そういった努力をしていきたいということでございす。

いずれにいたしまして、第一線に立ちますのは市町村の担当者の方でいらつしやいますので、そちら辺にも十分に働きかけをいたしまして、事の重要性それから努力のほどを、私どももいたしまして、全国行脚をいたしまして今働きかけを強めておるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○黄川田委員 都市部もそうなんです。

また一方、林地といいますが森林の部分、山の部分でありますね。高齢化社会になってきて、山の境をわかつている人たちがどんどん少なくなつてくるということ。それから、森林の多面的機能であるとか公益的機能、この部分で、天然林は別なんです、人工林は手を加えなければ本場の機能を発揮できないということでありまして、そのうすると、農林水産省、例えば林野庁の事業の導入とかでも、やはり個々の事業を展開するには境がはつきりしなきゃいけないとか、さまざま状況があると思うのであります。

そういう中であつて、自治体によつては森林の境界の調査を早くしなきゃいけないとか、さまざま声が聞こえてくるわけでありますけれども、国としてはこれに対してどのような取り組みをしておるのか。

それから、山村地域の山村境界保全事業というものがあるみたいなんですけれども、この実施はどうなっておりますでしょうか。

○松原政府参考人 山林につきましては、先生今御指摘のとおりでございます、山に入る人が減ってしまったということに加えて、昔のこ

とを御存じの方が非常に高齢化されておられま

て、このまま十年あるいは二十年たちますと、山の中のことがまるでわからなくなつてしまふというような懸念が各地で聞こえてきておるところでございます。

私ども、これも実は本来の地籍整備事業ということで、国費二分の一、都道府県それから市町村四分の一ずつということ、対象エリアではございすけれども、率直に言います、なかなか各自治体、熱心なところもございすけれども、必ずしもそうでないところもあるという状況になつておるところでございます。

これにつきまして、現在、平成十六年度から、国の直営によりまして、お話のありました山村境界保全事業を実施いたしておりますところでございます。

この事業は、具体的に言いますと、山のことをよく御存じの方、地元の方の御協力をいただきまして、そういった方に御案内をいたしまして、GPS、これは背中にして歩けるものがございすので、そういったものを担当の方が持つて運びまして、昔ここがこうだったというようなことをもとにいたしまして、大ざっぱな境界をとりあえず座標として確定をしておく。これが将来本当に必要になったときに、あるいは地籍調査の優先順位がそちらに回つてきたときに、これが基本になりましてその地籍調査がやりやすくなるというところで、今のうちにとにかく確定できるだけの情報を確定しておこうという性格の事業でございます。

ただ、予算的には限られておりまして、今年度、全国十地区程度を対象に調査を行う予定というにいたしております。

ただ、こういった事業をきつかけといたしまして、地域の皆さんに山の地籍の重要性ということを御理解いただきまして、全般的な地籍調査が山林についても進んでいくことを期待いたしておるところでございますし、私どもも、関係省庁あるいは関係自治体とも連絡をとりながら努力をしていきたい、このように思っております。

○黄川田委員 ちよつと通告してないんですけども、局長はすぐわかるでしょうから、事業を着工しているところ、実施中といいますが、あと完成したところ、もう一つ、休止中というんですか、ちよつと休んでいますよという市町村がたしか一九%ぐらいあるみたいなんですけれども、休んでいるという状況は、これはどういふわけなのでしょう。それぞれ事情はあるかと思いますが、二、三挙げられるのであれば、お願いいたします。

○松原政府参考人 事情はそれぞれかと思いますが、ざくつと申し上げますと、やはり地方財政の事情が非常に大きいようでございます。むしろ都道府県の方が厳しいのかもしれないが、実は、これは負担割合が、国費が二分の一、都道府県が四分の一、市町村が四分の一ということが法律上決まっております。したがって、このうちどこかが欠けても全体ができなくなるという仕組みになっておりますから、その意味では、各都道府県も努力はされているんですが、傘下の市町村全部の要望にこたえられるところまで至っていないというようなところもあるようでございます。一応国の方の予算は、そういったことを踏まえまして、都道府県、市町村が対応できるものについては国の予算は全部対応できるような形で今整理をしておりますのでございます。

各都道府県にとって、予算そのものの総額は、そうどこか、県の財政を大きく圧迫するようなものではないかと思えますけれども、やはり、今直ちにやらなくても、ほかの事業も急ぐということの陰で、後回しにされているのかなという印象も持っております。私も、率直に申し上げますと、そういった都道府県上層部につきましても、私どもの方で手分けをしてお願ひに回っているところがございます。

○黄川田委員 それでは、地籍調査の成果品がどのように利用されているかということで、ちよつと法務省の方にお尋ねしたいと思ひます。地籍調査の成果は登記所に備えつけられるわけ

でありますね。二〇〇五年四月時点で、「登記所に備え付ける地図の状況」というのがありまして、総枚数が六百四十六・五万枚という、公図ですとか、地図があるわけなんですけれども、公図でも、公図、地図に準ずる図面が四四%、正確な地図、地籍調査した成果品だと思ひますが、これが五六%ということ、いまだに公図というものが生きているという状況なのであります。順次国土調査が進めば、これに取ってかわられるということでもあります。

そしてまた、三千二百の市町村がありましたけれども、今は平成の大合併によりまして千八百ということになっておりまして、あわせて法務省の方でも、登記所の統廃合といいますが、これはもう何十年来やられておることだと思ひます。

ただ、個人個人の住民が登記所に行くというよりは、家屋調査士さんであるとか司法書士さんであるとかを通じてですから、さまざまあるのでありますけれども、それでも利便性が低下するということ、やはり国民一人一人にとっては、地域にあつて、国の機関といいますが、一番身近なのが郵便局ですか、あるいはまた職業安定所、そして昔は登記所、登記官といいますが、そういうことになって、家族が住んで、一人登記所といいますが、事務方と登記官とで、地域に密着した、国の、法務省の組織だったということでもあります。

しかしながら、行財政改革の一連の流れの中で、登記所の統廃合ということになっておるのであります。この登記所の統廃合に先んじて、利便性を高めるために、登記簿情報のオンライン化といいますが、そういうところが進んでいて、そして地域住民の利便性を損なわないような形で動いているのかどうか、その実態をお尋ねいたします。今後、どの省庁でもアナログからデジタルといいますが、そういう流れになっておりますが、どうも法務省は、一番権威があるといいますが、あるがゆえになかなか進んでいないという状況が、ちよつと私自身は思つておるわけあります。

で、その辺、どうでしょうか。○寺田政府参考人 今委員が御指摘いただきましたとおり、登記所、これは法務省の本局、支局、出張所がございますが、全国で合わせまして五百四十七、現在でございます。いずれも、おっしゃつていただいたとおり、地域に非常に親しまれて、密着型の組織でございますので、これまで地域のためにいろいろな配慮をいたしまして、私ども、登記所のサービスを考えたわけでございます。

ただ、他方、今まさに委員も御指摘になられましたとおり、国の組織の減量化、事務のやり方の効率化ということで、定員面あるいは予算面で非常に厳しい情勢にございまして、登記所もできるだけ整理統合するようにという、再三、閣議決定等を踏まえまして、実施を迫られておるところでございます。

ただ、こういう時代でございますので、私どもは、できるだけ住民の方に御不便をおかけしないように、その登記所の利用の目安になります申請の件数でございまして、あるいはその登記所にいくのに地域の方々だけではただけ時間を使われるかというようなことを考慮いたしまして、その統廃合の方針を決めておりますけれども、やはり他方、何といひましても、御不便をできるだけ最小限にしたいということも検討しているわけでございます。

御指摘のとおり、平成元年からずっと登記所のコンピュータ化を進めておりました。現在もうそれが既に九〇%を達成いたしております。本年度末で、登記本体についてはほぼコンピュータ化ができる状況にございます。今後地図のコンピュータ化を進めまして、今まさにおっしゃいました登記所の備えつけの地図でございまして、これも、それもコンピュータ化によりましてオンラインで情報を提供できるようにいうことを現在進めてきておるわけでございます。

統廃合に先立つてということでございますが、できるだけコンピュータを置く場所というものを

を節約したいということもございまして、現実には、統廃合と同時にコンピュータ化する、あるいはオンライン化するというようなことで進めてきております。

今後でもできるだけそういうサービスの面で、オンライン、コンピュータ化だけでなく、さまざまな面でいろいろな検討をさせていただいて、地元の御理解を得た上で統廃合を進めていきたいと考えております。

○黄川田委員 登記簿本体については平成元年から順次行つておること、そしてまた、地図は、技術革新によりましてこれからしっかりと連動するような形で進めていくということであるようでありまして、一番困るのが首長さんなんです。市町村長さん。いつも、国の機関がなくなつてしまふということで、そしてまた平成の合併によつて市町村も大きくなくなつてきた。それから、登記所の再編もさまざま、しっかりと説明をしていけば、あるいはまた遜色ないサービスがきちつとできるんだよということの説明をすれば理解してもらえらるんではないけれども、首長もまた住民に説明しなければいけない、そういう状況になつておるわけなのであります。

ですから、再配置となれば、地元の反対ということでもさまざまあるんですが、そのところ、住民にしっかりと首長が説明できるように、法務省にも説明責任を果たしていただきたいと思うのでありますけれども、この点について再度お尋ねしたいと思ひます。

余談でありますけれども、登記所の再配置の室長さんというんですかね、歴代、検事さんが何か必ず来てやつていらっしゃる。何かそんな感じもしまして、権威があるところなんではないでしょうか。

どちらかというと、各省庁の中では、法務省というところ、やはりお上の中のお上という感じがします。で、地域住民に愛される法務省として生き抜いていくためにも、その辺の説明責任の仕方もいろいろあると思うんですが、答弁いただけます。

か。

○寺田政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、法務局、登記所と地元の市町村とはいろいろな面で切っても切れない関係にあるわけでございます。市町村の方も、先ほど統合のお話がございましたとおり、行政改革の総論的な意味というものは十分に御理解いただいているところでございませうけれども、しかし、何といいたしても、具体的にサービスが低下するということになりますと、やはり地元にとりましては大変なこととございまして、その点をいろいろな考慮でバランスをとりにながら、できるだけそのサービスに支障がないように御説明を申し上げ、大多数の方々には御理解をいただいているところでございます。

しかし、今後、担当者の、今おっしゃいましたとおりここに専門の室長がおりますが、その室長のみならず、課長、私にとりましてもこれは非常に重要な仕事でございまして、たびたび地元の方にもお会いして御説明を尽くし、その上で、御理解を得て統廃合を実施する、この姿勢に変わりはございませんで、今後なお一層努力をいたしたいと考えております。

○黄川田委員 大臣には通告してないのでありますが、総括で大臣にちよつと答弁いただきたいのであります。

今までお話があったとおりなのでありますけれども、市町村も、大事な事業だから継続してしっかり事業をやりたい、そして、国土交通省としても、もう何十年とやっている大事な事業だ、その成果品が法務局に備えつけの地図となるとか、本当にしっかりとやっていかないといいないのでありますけれども、どうも三位一体改革であるとかさまざまな動きがありまして、それからまた、肝心かなめの、国と市町村の間にある都道府県が、かさ上げ補助、かさ上げというか、もう決まっている補助率であります、そういう部分にしっかりと対応できなくなっている等々あるわけなのであります。

具体を言えば、地方交付税も、今までは調整機

能と財源保障機能とあったわけなのでありますけれども、どうも財源保障機能の方がちよつと薄れているような気がしますので、大臣には、本当に大事な事業の主管の大臣でありますので、法務省あるいはまた総務省の各大臣とも、この成果が本当に国民にひとしく生かされるような仕組みになさうというのではないかと思いますので、その辺の決意などをお尋ねいたします。

○冬柴国務大臣 日本には伊能忠敬さんという大変誇るべき方が出まして、一八〇〇年、日本全国というものをつくられて、私も見せてもらいましたけれども、そのときから星の観測までしながら、日本全国を六十歳を超えてやられたという大変な偉人がおります。

それ以外にも豊臣秀吉による地検とか行われたようですけれども、その後、明治時代、明治九年から十一、二年にかけて、地租改正、先ほどちよつと言われましたけれども、地租改正図というものが全部つくられて、今法務局にその部分が保管をされている。ちよつと位置づけがはつきりしていなくて、これは現地復元性がいいわけですよ。

したがって、不動産登記法が施行された際に、たしか十七条だったと思いますけれども、十七条地図ということで、現地復元性のある地図をつくるように規定されておりますが、それが当分の間、百年を超えて今日までできていない。一部、もちろん法務省の中にはきちつと復元性がある地図ができていますけれども、先ほど来、私の方の局長の答弁がありますように、なかなか進まないというふうな事情もあるようです。その中であつて、国土地理院は、一筆限りの面積を、位置を特定するわけではありません。けれども、公の河川とか道路とかそういう面につきましては、地図の中にきちつと落としていくわけですよ。

そしてまた、先ほど言われましたように、平成十六年から三力年の事業計画、国直轄事業として、公図四隅の官民境界点の座標など地籍整備に

必要な基礎データを整備する、これは非常にすばらしいことだと思ふんですね。官民境界をそういう動かない赤線、青線、そういうもので特定されれば、それに囲まれた中の一筆限りは、地権者同士の話し合いとかそういうものによつて決めていくことができると思ふんですね。それ以上は広がりないわけですから、縄延びとかそういうものはありましようけれども、それは徐々にやっていくと思います。だから、そういうものを早急につくっていくことが大事だ。

それから、山林についても、地租改正図というのは大変手がかりになって、山頂とか尾根とか迫とか、そういうものが基準になっているわけですね。一本の墨で書かれた線が、現地に行けば、驚くほど現地と符合している場合があります。

私は、そういうような手がかりをつかみながら、国土地理院も今GPSを使いながら日本全国をしながら、一筆限りの、記入登記は物すごく正確ですね、日本の地図は。日本の不動産登記は、一筆限りの権利の記入は物すごく正確だけれども、その土地がどこかという現地復元性がないというのが欠点でありまして、こういうものもぜひ、先ほど言われましたように、法務省あるいは総務省、国土交通省と力を合わせて、一日も早く、明治のときに不動産登記法が施行されたときの思想に立つて、一筆限りの現地復元ができるような地図ができるように、公に備えられるように頑張っていかなければならないというふうに思います。

○黄川田委員 突然の質問で申しわけございませんでしたけれども、いずれ事業をやるには予算がつきものでありますので、国土交通省の予算とともに、官民境界大臣なりに、自治体がしっかりと仕事ができるようにその予算の確保もという話もよろしくお願いしたいと思ふます。

もうずっと国土調査で終わってしまいそうでありまうが、本来的な測量法の一部改正の方に移っていきなうと思ふます。

国土地理院といふと、学校では、地図とい

うことで地図記号とかはなじみがあるのでありますけれども、一般的に社会には、地図情報ということで利用しているでありますけれども、国土地理院、院という、何か大きな建物があつて仰々しいことをやっているんじゃないのかという気がします。で、国土地理院の歴史といふんです役割であるとかその機能について、改めてお聞きしたいのであります。

領土の管理であるとかあるいはまた国土の管理、危機管理、そういう国家としての基本的な部分を下支えしているのが、地図の行政を所管している国土地理院だと思つておりますので、改めてその歴史、役割、機能をお尋ねしたいと思ふます。

特に国土調査もそうでありまうけれども、例えば五万分の一の地図を全国つくるといふても、一日でできるわけじゃありません。何十年とかかつては、二万五千の地図でさえも、一九八三年あたりですか、全部できたのは、何となくそんな感じだと思ふんですね。ですから、歴史を伴つての国土地理院だと思ふますので、その辺をわかりやすくお願いいたします。

○藤本政府参考人 私ども地理院の歴史、役割というところでございませう。

歴史のことを申し上げますと、地理院というのは、測量あるいは地図作成を行う国家機関ということで、明治二年に民部省の中に戸籍地図掛というのがつくられました。国の基本ということで、新政府早々にこれができたわけでございます。その後、内務省地理院という名前を経まして、その後は、軍の機関であります参謀本部の測量局の方に一本化されます。たしか明治十七年だと思ふますけれども、戦後は、昭和二十年の九月一日に、終戦直後でありますけれども、内務省の地理調査所ということで改組をされております。昭和三十五年には、現在の国土地理院という名前になっているというところでございませう。

地理院の業務でございませうけれども、先生のお話のとおりでございませうけれども、一番基本は、

大げさに言うならば、地球上におけます日本国の位置をまず確定しないといけない。そのために、世界じゅうの皆さんと協力しながら、いろいろな測位、測量をしまして緯度、経度の基本を決める。それをベースに日本国土のそれぞれの地域、地形、地物の位置を決定していく。決定するための基礎的な基準点を決めていく。こういうものが基本の仕事でございます。それをもとに図面にあらわしたものが地図、こういうことになるかと思ひます。

そういうものをやるために、当然、国内でいろいろな測量をすることが必要になってまいります。地理院は極めて基本的な部分の基本測量というものを受けておりますけれども、公共団体もいろいろやっております。そういうものの指導助言等もさせていただいている、これが二つ目でございます。

それから、あと二つありまして、そういうものを活用しまして、一つは、防災に対していろいろな地図を活用していただくための基礎的なデータをつくる。あるいは、地盤の変動なんかも測定できますから、地震メカニズムの解明ですとか、そういう防災にいろいろな観点で貢献をさせてもらう。

それからもう一つは、特に最近は大きくなってきておりますけれども、地理情報につきましての共有化あるいは高度利用、こういうものを通じて国民の皆さんに利便を提供する。こういうような四つの大きな役割があるのではないかと、こう思っております。

引き続き、我々としても、こういう役割を精いっぱい果たしてまいりたいと思っております。

○冬柴国務大臣 ちよつと一つだけ訂正させていただきます。

先ほど私、不動産登記法十七条と申しましたのですけれども、何かその後改正されました、平成十六年の改正で、今、内容は同じだけれども十四条になっているようでございまして、ちよつと訂

正させていただきます。

○黄川田委員 測量法の改正は、大きな改正は二度ほどございますか、たしか昭和三十六年ですか、測量業の登録制の導入でありますか、それから、何度か言いますけれども、私は今回から国交委員なものですから、平成十三年に世界測地系へ移行したという測量法の改正があると思うんですが、この平成十三年の測量法改正により世界測地系が導入された背景と、具体的にどのような改正で、そしてまた改正によって何が変わったのか。たしか二万五千の地図とか五万分之一には、世界測地系だとかどうかという何か印がついてたかと思うのでありますけれども、その辺、御答弁いただけますか。

○藤本政府参考人 先ほど申しましたように、国土の位置を正確に決めるというのが我々の役割の一つであります。

測量法では、測量の基準を定めまして測量成果の規格を統一しまして、それによって表現をするということでありまして、

平成十三年の測量法改正以前の位置の基準の体系、これは明治時代に決めたものでございます。当時の技術は、国際的な基準である世界測地系、こういうものを定めるだけの技術的なレベルになかったというふうなこともあったようでございまして、当時の測地系では、地球をどういうふうに近い球形か、楕円形でございまして、それをどう近似するか、この形によって微妙に位置が変わってくるわけでございまして。そんなことで、平成十三年に世界測地系に移行しまして、緯度、経度を世界に合わせるようにしたということでございます。

先ほど来いろいろ出ております、GPSというものが出ておりますけれども、これも世界測地系に基づきまして地球規模の測位システムが行われているわけでございます。これは、旧の測地系を持つておりますと、いろいろ複雑な変換計算とかそういうものが必要になってくる、リアルタイムに位置決定をするのに非常に不都合がある、こん

なこともありまして、GPSを使用した高精度の測量を非常に円滑に取り込むというふうなこともねらいとして、平成十三年にそういう改正をさせていただいたということでございます。

これによりまして、測量作業の効率化、あるいは世界測地系による情報基盤の確立、あるいは国境を越えていろいろな情報交換がやりやすくなるというふうなことができるようになったということだと思ひます。

○黄川田委員 たくさん通告してしたのでありますけれども、残り時間があと三分ぐらいになってしまいましたので、参議院先議の法律でありますし、もうさきの委員さんが皆さん聞いておりますので、ちよつと一つだけ確認してお聞きしたいと思います。最後であります。

公共測量成果のワンストップサービスについてお尋ねしたいと思ひます。

このワンストップサービスなんです、測量成果を住民がきちつと共有できるようにするということは、市町村レベルでは本当に大変なことでありまして、その体制が整っていないというのが大分分じやないかと思ひます。もちろん、三百五十万の横浜市もあれば、千人弱の市町村もありますから、自治体を十把一からげに言うわけにはいかないのではありません。

たしか国土地理院も、公共測量実態調査報告といひますか、さまざま調査をして、その出た成果を十二分に共有できるとかできないとか、いろいろな調査をしておつて、ただ、先ほど言つたように、体制が十分でないのだからできないんだと。いわば道路台帳とかあるいはまた都市計画図とか、いろいろなものが自治体でもあるわけなんでありまして、それらが国民ひとしく共有できるような形ということで、今般、公共測量の成果のワンストップサービスということでありますけれども、改めて、ワンストップサービスとは何か、また、ワンストップサービスが進むことでどのような利点があるか、最後にお尋ねいたします。

○藤本政府参考人 お時間がありませんので、簡潔にお答えさせていただきますと思ひます。

何度か申し上げさせていただいてまして、重複しますが、今回の改正によりまして、国土地理院がインターネット上に総合的な窓口を設ける、関係機関の方から申請の受理についての事務の委託を我々が受けさせてもらう、そういうことにしまして、承認手続を国土地理院のサイトで一括して行う、これをワンストップというふうにして上げております。ユーザの皆さんにとつては、いろいろなところで手続をしなければいけないというのが従来の形でしたけれども、今後は、国土地理院の窓口でアクセスをするという手続は省略できるということになると思ひます。

その際に、各公共団体の皆さんに委託をしてもらわなくてはならないということになります。今後は、どの程度皆さんが委託をしてくれるかというのはこれからのごときでございますけれども、いずれにしても、公共団体にいろいろな負担がかかるだけではないように、関係機関とも御調整しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○黄川田委員 時間でありまして、終わります。ありがとうございます。

○西銘委員長代理 土肥隆一君。

今まで通告しておりました質問を全部撤回しまして、けさ書きかえて、手書きの質問状を地理院の担当者に送りました。そうしたら、もう変更できませんと言われまして、そんなことはないだろうと言つて、なぜなら、もう私が最後ですから、法律の一条一条を挙げてどうだこうだ言うのではなくて、私の率直な経験それから感想を申し上げたいと思つてございまして。

私が国土地理院の院長初めスタッフの皆さんとお会いしたのは議員生活初めてでございます。測量法などというものがあつても知りませんでした。ただ、測量ということはいえ、伊能忠敬、今大臣もおっしゃいましたけれども、並外れ

た人物が江戸末期に登場しまして、一八〇〇年、五十歳になって、まず蝦夷地に行く、北海道に行く。そうすると、私は、北方領土は行ったのかなとか、そんな感想も持ったり、すごい人だ、こう思うわけでございます。

その一派が、その伝統をくむ国土地理院がおいでになったんだらうというふうに構えておりましたら、何と内容は非常に科学的な、衛星を使つた、あるいはナビの援用でありますとか、そういう技術的な話なんです。これもまたさっぱりわからないということでございます。私はもう一度、日本の測量の問題について自分なりに考えたいです。

私は、三十年ほど前に、兵庫県の山村の土地を一万坪買い求めまして、そこで身体障害者の施設を開所したわけでございます。一万坪を田舎で買いますと、百五軒ぐらいの地権者がいらつしやるわけですね。皆目わからない、だれがどこで住んでいるのかというようなこともわからないわけでございます。一人の担当者が一年かけて一軒一軒訪ねていって売買の契約をしてきたという経験をいたしました。これは一体何事なんだ、どうしてこんなに不毛な努力をしなきゃいけないかという感じをいたしました。

そこで、やつと施設ができましたら、一昨年のあの台風二十三号で土砂災害に遭いまして、危うく私どもの障害者が七、八人亡くなるところでございました。昔の農業用の堰堤が、小さい石で組んだ堰堤があつたらしいんですね。それが全部崩壊して、崩れてきたわけですね。そんなものが山の上にあるなんて、当該市町村の担当者も、そんなもの聞いたことがない、見たことがないという話でございます。ですから、地理とか測量というのはやはりきちつとしなきゃ人命にかかわるということを感じました。

もう一つは、最近のことなんですけれども、ここはもう場所を言いませんが、あるお寺の境内地がございまして、ずっと一般の参道があるんですね。その横に空き地がございまして、だれの土地

かわからないわけです。そこを公園にしようかという話がありましたときに、中に住んでいらつしやる方がいるんですね。どういふ登記をしたのかということもわからない。その方たちがそういう動きを見てこのお寺のお坊さんを憎みまして、前を通るとにらみつけるというんですね。檀家じゃないようでございます。だから、この日本には測量あるいは地権をめぐつてのトラブルがいっぱいあるんだなというふうに感じているわけでございます。

今の国土地理院が伊能忠敬の伝統をくんでいらつしやる。だるうと勝手に思つておりましたが、要するに、地上にはいつくばつて測量して、一つ一つ確かめていった、伊能忠敬がそれをしたわけですね。伊能忠敬の測量は第十次に及んだと。今回は、国土地理院は第六次の基本測量長期計画というのを発表していらつしやるわけでございます。調査室でつくつていただいた資料を見まして、よくわからないんですけども、いずれにしても、営々として日本の測量事業を担つてこれた。

もう一度、この歴史、地理院がおつくりになつた「国土地理院概要」というのがある。よく見てみますと、伊能忠敬が江戸時代にやつた研究というもの、今日の地理学というか、あるいは歴史学などに基いて、相当な民間のサイドでの知識が凝縮しているわけですね。そういうことを考えると、この年表によりまして、一八六九年に民部省に地図掛ができるわけですが、その二年後、七一年に兵部省陸軍参謀局に間諜隊を設置しまして、そこへ籍を移したようですね。

これは院長、どういふことでこの兵部省に置くことになったんでしょうか。地理あるいは測量という点からいって、そんなに軍事的な要素はないんじゃないかと思うんですが、その辺ちよつと御説明いただけますでしょうか。

○藤本政府参考人 今先生お話し「地理院のあゆみ」の中に、一八六九年、民部省に戸籍地図掛を設置と書いてあります。七一年には、兵部省、

これは軍の組織であります。陸軍参謀局に間諜隊を設置した。これは、もともと性格の違うものが、両方の組織ができていて、こういう状況でございます。戸籍地図掛は、全国の地理、戸籍、こういうものを掌握するというところで、明治二年にそういう組織がつくられたということでございまして、間諜隊につきましても、これは軍の組織でございますので、平時においては、地理の偵察、調査と地図の編集、精査を行うということを任務としておりますけれども、この間諜隊がいずれ参謀本部陸地測量部という形に発展をしていくということ、参謀本部陸地測量部となつた段階で、民部省のものが、組織は変わつてきますけれども、合體をするというふうになっております。

○西銘委員長代理退席、委員長着席
○土肥委員 軍事情報は地理と関係がある。もう明治に入りまして、中央省庁ができて、中央集権化できた段階でございます。なほ、なぜ軍隊に地理部門を入れたのか、今の院長のお話でやや理解はできるのでございますけれども、もう一つしつくりこないのでございます。伊能忠敬はそんなことは全然考えていなかったようでございます。明治政府は何か誤解をしたのではなからうかと思つておる次第でございます。

しかし、そういういわゆる旧地理院が測量部となつていくわけですが、何かそこで役割をしたのかどうか。別に戦国時代でもないわけでありまして、どこからか地方が中央を攻めるとか、それで地理情報を得るといふような話でもなからうと思つてございまして、何しろけき通告した問題でございます。何かその辺、お考えはございますか。

○藤本政府参考人 ちよつと補足をさせてもらいたいと思ひますが、地図とそういう国防とかかわりみたいな話、伊能図も、先生御承知かどうかあれですけども、シーボルトが伊能図を海外に持ち出したというので、結局、その持ち出した張本人、伊能忠敬の恩師の息子さんが獄死をしていて、何か、何人もつながれたとかいふことござい

ますし、明治に入つても、地図が機密漏えいをしたということ、いろいろな事件が起こつたりしております。それだけ地図というのは国家の、当時、特に軍隊においては非常に重要な機密情報という側面はあつたのではないかと、こういうふうには思つておりますが、少なくとも戦後は、地理院としては、できるだけ情報は公開をする、皆さんにお使いいただくということを基本姿勢にやらせていたのだというところでございまして。

○土肥委員 シーボルトが持ち出したのは、これはやはり日本の機密情報、地図情報を持ち出したわけでございます。それはとがめられるところがあるわけでございます。それは立派な日本地図が初めてでございまして、それは大変結構なことですけれども、何か軍事情報と関係があるのかというのを懸念しただけでございまして。

というのは、ずっとこの現代に戻つてまいりまして、御承知の武力攻撃事態法ができて、これが二〇〇三年でございまして、そこに地理院が指定行政機関になるんですね。これはどういう役割をするために指定行政機関になつたんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○藤本政府参考人 武力攻撃事態法の中で地理院に与えられた役割というのは、特に国民の保護、国民保護計画という観点でございます。地方公共団体等の関係機関と連携しまして、所管する分野全体にわたつて被災情報あるいは応急復旧の実施状況の情報を収集するために、必要に応じて緊急測量調査等の実施を行う、非常事態があつたときに、地形あるいは地物の変化があつたものについての情報を直ちに調査するという役割。あるいは、武力攻撃に対して地域の災害復旧復興の基本方針を検討するための、あるいは災害復旧復興をするための基礎資料として、基盤となる地理情報を提供する、こういうものが地理院の主たる役割だと理解しております。

○土肥委員 私は若干気になる方でございます。大臣に、突然のお話でございますけれども、

こういう緊急事態法の中に、地理的貢献をする
今院長はおっしゃったんですけれども、どうな
でしょうか。

例えば、実態を言いますと、国土地理院の中
は、定員、定数は七百八十八名しかいらっしや
ないですね。そして、ほぼみんな技術者です、大
変な技術者集団ですね。私も驚きました。

では、政府は、この武力攻撃事態法で地理院に
そういう役割をさせて、それでその役割をきちつ
と果たすことができるような組織なのかどうか、
大臣の感想をお聞かせいただきたいと思いま
す。

○冬柴国務大臣 これは、武力攻撃事態が発生し
ますと戦災ですね、先ほど災害と言われたけれ
ども、それから天然災害の場合の地震災害、そう
いう場合にも、国土地理院の情報というものは、発
災の前後からもう国土地理院に期待されているわ
けです。

したがって、例えば天然災害の場合、地震
とか河川のはんらんとかありますけれども、そう
いうようなもののハザードマップというものは、
正確な土地の高低というものの測量の上に立っ
て、初めて、どこまで水が来るか、どの範囲かと
いうことがわかるわけです。それと同じように、
武力攻撃事態が発生した場合には、どの部分に発
生するかわかりませんけれども、そこで受ける被
害とか、その後の復旧復興とか、そういうものに
ついては詳細な地理情報が必要になります。

私は、先ほどの、明治時代に兵部省陸軍参謀局
の間諜隊にこの地図というものが与えられたと
いうのは、今のようないかな時代でも武力攻撃事
態ということに対処しなきゃならないという考え
ですけれども、当時はやはり外国からの侵略とい
うようなことも当然考えられたと思うわけであ
りまして、地図情報というのは、そういう意味で
は、国家の範囲、先ほども言いましたけれども、
国の構成要素である国土、国民、そして統治機
構、この三つが三要素になりますけれども、その
うちの一つの国土というものの情報をきちつと把
握する、これは軍事的にも大変意味の大きいこと

だと思えます。

日本が敗戦になりました、アメリカ軍が一番最
初にしたことは何か。日本じゅう航空写真で全部
撮ってしまった。それが今、国土地理院に残って
いますけれども、全部ストリップしたということ
が、それはゲリラだとかそういうことを予想す
れば、当然、日本の正確な地理を戦勝国としては把
握しようとしたんだろうと思えますけれども、そ
ういうふうには大変軍事的な意味がある。

私は、今、平和な時代ですから、先ほど穀田さ
んの質問だったか、前と後で全然違うんじゃない
かというお話がありました、まさに違うと思いま
す。現在ではインターネットで詳細なものを全
部公示するわけですから、戦前の思想は違ったと
いうふうに思います。

○土肥委員 航空写真の話が出ましたけれども、
今、インターネットのグーグルを引いたら、モス
クワのクレムリンの建物の、中はわかりません
けれども、その配置図から何から全部見えるん
ですね、人まで。だから、災害はわかりません
けれども、非常事態で、何か軍事的なものに使う
余地というのとはほとんどないと私は考えてお
りまして、では、二〇〇三年にこの事態法の中
で指定機関になりましたけれども、地理院では何
をなさっているんですか。

○藤本政府参考人 先ほどもちよつとお答えさ
せていただいたように思うんですが、武力攻撃そ
のものに対してどうこうするというのは我々の責
務ではないわけですから、一たん事が起こった
場合の復旧復興のためには、どうしても地図がな
いといういろいろな活動ができない。救援活動も含
めてそうでありますけれども、そのための基本的
な地図をつくるための調査を行う。そして、でき
るだけ早く地図を作成し、皆さんに提供し、それ
を活用していろいろな活動をしていただくという
のがメーンになると思っております。

○土肥委員 それは一般的な測量とか地図を充
実させるのは結構ですけれども、ある一点で、ど
この国かわからないけれども、外国の軍隊の攻撃が

あった、あそこだといって、何枚もその地域の
図を引っ張り出して、これで戦略的に、この山の
ところから大砲を撃って攻撃しようとか、そんな
話にはならないわけではございまして、また、そ
ういう研究をしていらつしやることは到底思えな
いわけではございまして、

ですから、一般的な地理情報の精度を上げよ
う、正確な地図をつくらうというのが国土地理院
の趣旨でございまして、それはそれでいいんで
す。だけれども、事態法にそういう機関にな
ったというところに、指定行政機関になったとい
うところに、私は、一体、国土地理院はそんな
能力があるのかなというふうに思うわけでは
ございまして。

例えば、北方四島。実は、一九九〇年に北方領
土関係地図を刊行していらつしやるんですね。そ
れをどうやってつくったのかというふうなことも
聞きたいところでございまして、もう時間がござ
いませんで省略しますが、北方四島の地図づく
りは、測量をやつて、中には入れないはずで
すから、外からいろいろな衛星を使つたりなど
なつたんだと思えます。

私も、いわゆるビザなし訪問で、議員枠とい
うのが毎年二名あるようではございまして、そこ
に一人入れてもらひまして、国後、択捉と行つて
まいりました。本当に自然の残された素晴らしい
島です。北方領土問題というのは非常に微妙な話
で、あそこには施政権がないということで、ビザ
なしで渡航しか北方領土に入れない。船の途中
でロシアの海域関係の警察が入つてきまして私
たちを調べ、やつと入つてよろしいということで
北方四島に入るわけですね。

そういう地図をおつくりになつたというの
はどういう目的なんでしょうか。
○藤本政府参考人 北方四島につきましては、
今、五万分の一の地図の中にそういう四島の地
図が記載されておりますけれども、これは、戦前
に測量いたしました、その成果をもとに、一部お
しやいました衛星測量などのものを修正いたしま

して、そういう形で掲載させていただいてお
る。日本の国土をきちつちり地図としてあらわ
すという観点からつくらせていただいております。

○土肥委員 それもいいでしょう。だけれども、
国土地理院が北方四島の地図を完結したい、完
成したいという思いがここにあふれているわけ
です。

竹島問題なんという、これはまた非常にセン
シティブな問題でして、私も国土交通委員にな
つて視察に行つてまいりました。これは上陸し
ちゃいけないんですね。海上保安庁の、ヘリポ
ートを持っている巡視船が待っていてくれて、そ
こへリコプターで行つて、そして周辺を回るだけ。
これは恐らく国土地理院できちつと測量は終わ
つて、確立された日本領土として承認していら
つしやると思うんですね。

つまり、私が申し上げたいのは、国土地理院
という、言つてみれば純粋なというか、国民の本
当の安定した生活を保障するために、なるべく地
理上の問題が起きないように客観的な判断で測
量事業をやつていらつしやる。そういうときに、
時々こういうことが出てまいります、例えば北
方四島の話にいたしました、私は北方四島を返
してほしいと思つていらっしゃる、早く返してほ
しいと思つていらっしゃる、そういう地図が作
成される、あるいは有事事態に地理院が協力す
るというふうなことは、政府としては当然のこと
かもしれませんが、私は、国土交通省を預か
る政府は、余り特定の刺激的なお仕事はなさ
ない方がいいんじゃないかなと、政府から言わ
れればやらざるを得ないかもしれませんが、そ
ういう感じがいたします。これは私の個人的な
意見を申し上げておきます。

災害対策からいへば、これはもう当然のこと
でございまして、冒頭私が申し上げましたよう
に、もつとあの辺の地理状況を、地理的、測
量的情報が欲しかったんですね。山の上に
段々畑が使つた堰堤があるなんて聞いたこと
もない。それが全部崩れて落ちてきたという状
況でござ

ざいます。そういうことで、大いに頑張つてほしい。

それにしても、この役所のサイズの小さいこと。国土地理院は、先ほど言いましたように、定員が七百八十八名とこの資料には出ております。予算たるや、口に出すのも恥ずかしいぐらゐの予算でございまして、私は国土地理院を励ます議員連盟をつくらうかな、こう思つておるわけでございまして、これから世界的な規模で地理情報あるいは測量をしなきゃならない中にありまして、そう思うのでございします。

それで、二〇〇一年に国土交通省ができるわけですから、そのときに、この年表によりまして、国土交通省がこの国土地理院を、特別機関と書いてあるんですね。これは何なんでしょうか。院長の御理解をお示ししたくないと思ひます。

○藤本政府参考人 私は組織の方の専門ではございませんで、ちよつと正確かも知れませんが、昭和五十九年に特別の機関という制度が発足をしたとこととでございします。それで、建設省の特別の機関というふうな位置づけをされた。それで、議員御指摘のとおり、平成十三年に国土交通省が発足いたしましたときに、引き続き、国土交通省の特別な機関というふうな位置づけられたわけとでございします。

それで、特別の機関というのは、ちよつと法律の名前を言ひまして申しわけないんですが、国家行政組織法第八条の三というところに、八条の審議会あるいは八条の二の施設等機関、これには該当しない機関ということでの位置づけになつていようでございします。

ちなみに、他の特別の機関という意味では、文部科学省の地震調査研究推進本部だとか、警察庁も何かそうらしいのでございしますけれども、随分たくさん機関が特別の機関にはあるように伺つております。

○土肥委員 どうも、行政改革で省庁再編がございまして、国土交通省は統一して大きく膨れ上がったわけとでございしますけれども、今になつて思

うと、こんな巨大な役所をつくつてよかつたのかなと私も感じているところでございしますが、その中で特別機関、何かまます扱ひされていゝるんじゃないかなと、私は情緒的な人間ですからそういう思いがいたしてございまして、もう少し国土交通省としてはきちつと位置づけをして、名前はどうでもいいんですけども、国土地理院という非常に伝統ある、私に言わせれば、伊能忠敬を引き継ぐ国土地理院にしては少し寂しいんじゃないかといふふうな思つております。

与党の皆さん、どういふお気持ちか知りませんが、けれども、ぜひ大臣、もう少し懇ろなといふか、その意義も認め、それからまた、非常に時間のかかる粘り強い仕事をしなきゃいけないわけとでございまして、そういう意味で、国土地理院といふのをもう少ししっかりと国民のみんなに知らしめ、かつ議員の皆さんも認識を新たにしまして、私は初めて認識を新たにしたんでございけれども、これからは地理院の仕事をちゃんと覚えておきたいと思つておりますが、今後の国土地理院のあり方について、大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

○冬柴国務大臣 今もまます扱ひをしておるわけではありませんで、国家行政組織法八条として、いわば政治とかそういうものから中立の立場できちつとした仕事をしていただいて、私も先ほど言ひましたけれども、地球地図というような大変な提案もしたり、今回もインターネットで地理情報を全部外に出す。しかしながら、本質的には、国家の構成要素である国土、国民、そして統治機構、この三要素のうちの一つを公証する国家機関である、私はそのように思つております。

したがつて、いろいろな思想とか信条で左右されることなく、与えられたきちつとした仕事をきちつとやっていく、それをやっていただいているものと思ひます。

○土肥委員 最後にしますが、国土地理院が、珍しいといふか、私びっくりしたんでございけれども、地図の一つの応用として触地図原稿作成システムといふのをおつくりになつて、ホームページに出

しておられます。それを引つ張つてみますと、盲人の方あるいは視力障害者がどこかに出かけたといふときに、その地図上に点字で、しかも道路地図も手でさわつて自分が行くところの土地柄を確認できるといふふうなものでございします。

私は大変立派な試みだと思ひまして、実は、これから、視力障害者といふのは、私もそうでありますけれども、年をとつたらみんな視力障害者なんです。しかも、一千万を超える糖尿病予備軍がおるわけとでございまして、ばたばたと目がつぶれていくわけですね。そういう時代にあつて、この触地図の応用は非常に重要だといふふうな思つております。

実は、これは暗眼者が持つて歩く地図なんです。私は、もつと高度な、その地図をさわりながら、視覚障害者あるいはお年寄りがそれを読みながら自分で歩けるといふふうな地図にしてほしいと思ひます。この地図を読めない、つまり、これは指先で点字を読んでいくわけですから、それができない人には音声が入つておりますと、それに音声が入つていて、地図上をさわりながら音声があれば、大体一人で出かけるるんじゃないかといふふうな思ひます。

そういう意味で、今後ぜひともこの分野での力も入れていただいて、その辺でまた予算をふやして、ぜひやっていただきたい、このように申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○塩谷委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩谷委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

測量法の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○塩谷委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

【報告書は附録に掲載】

○塩谷委員長 次回は、明十六日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会

平成十九年五月二十三日印刷

平成十九年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A